

別添資料 1

静岡県教育振興基本計画 平成 30 年度～33 年度

第二次案

11 月 29 日(水)第 2 回推進委員会版

静岡県・静岡県教育委員会

はじめに



平成 30 年 3 月

静岡県知事 川勝 平太

「有徳の人」の育成に向けて

写真

平成 30 年 3 月

静岡県教育委員会
教育長 木苗 直秀

目 次

1	計画の策定にあたって	
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	策定の経緯	1
(3)	計画の期間	1
(4)	静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン 第2期計画の評価	2
2	計画の基本理念	
(1)	基本目標	3
(2)	基本姿勢「『有徳の人』づくり宣言」	3
(3)	計画の構成	3
3	社会情勢の変化による教育の現状	4
4	施策体系	8
5	施策	
	第1章 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現	
1	「知性を高める学習」の充実	9
2	「技芸を磨く実学」の奨励	16
3	学びを支える魅力ある学校づくりの推進	27
	第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現	
1	グローバル人材の育成	43
2	イノベーションを牽引する人材の育成	47
3	高等教育機関の機能強化	51
	第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現	
1	新しい時代を展望した教育行政の推進	55
2	地域ぐるみの教育の推進	58
3	誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進	69
4	「命を守る教育」の推進	75
6	目標指標一覧	79
7	結び	84

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本県では、平成 26 年 3 月に策定した静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第 2 期計画に基づき、知事部局と教育委員会が連携して、教育行政を計画的、総合的に推進しています。

第 2 期計画の計画期間は平成 29 年度までであることから、教育基本法第 17 条に基づき、国の第 3 期教育振興基本計画を参酌しつつ、静岡県総合計画を踏まえながら、静岡県教育振興基本計画を策定しました。

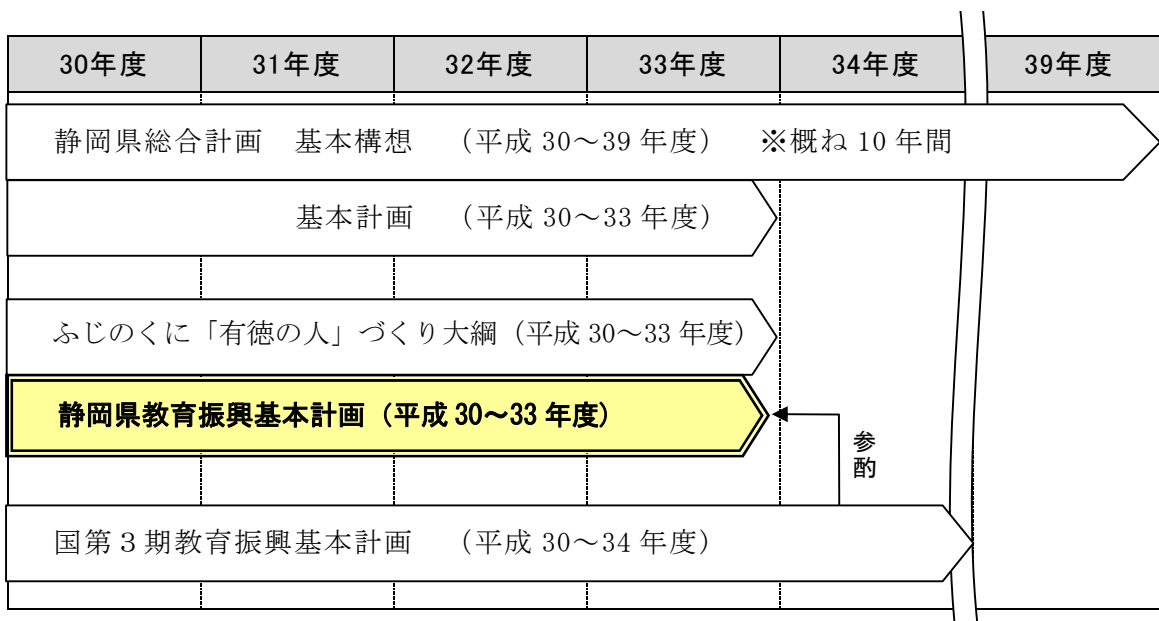
(2) 策定の経緯

本計画は知事部局と教育委員会が連携し、警察本部の協力を得て、庁内組織である静岡県教育振興基本計画推進本部で検討を行い、外部有識者からなる静岡県教育振興基本計画推進委員会の意見を踏まえた上で、静岡県総合教育会議で協議し策定しました。

また、平成 28 年度に作成した静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第 2 期計画の評価書の内容を踏まえるとともに、県議会や教育関係者からの意見聴取、パブリックコメントなど、多くの声を反映しながら策定しました。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、県総合計画及び「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」の計画期間である平成 33 年度までとします。



(4) 静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画の評価

ア 「有徳の人」づくりの実現に向けて

本県では、学校における教育に加え、家庭や地域・企業等が連携・協働し、子供たちの健やかな成長を支援する取組を実践しており、まさに、乳幼児期から社会人、高齢者にいたるライフステージに応じて、社会総がかり、地域総ぐるみで「有徳の人」づくりが推進されています。

特に学校においては、少子高齢化やグローバル化の進展、地方創生の取組など、社会環境が大きく変化する中、時代の要請に応えながら、教育予算(平成29年度県予算：約2千4百億円(教育費全体))を計上し、幼稚園・認定こども園で約6.9万人(H29年度在学者数、以下同じ)、小学校で約20万人、中学、高等学校ではそれぞれ約10万人、特別支援学校では約5千人、大学等で約4万人の児童、生徒、学生などの教育に取り組んでいます。

イ 成果指標の達成状況と主な取組の進捗状況

第2期計画の進捗状況をみると、主な取組の進捗状況については、90%以上が計画どおり、あるいは前倒しで進んでいるものの、成果指標の達成状況については、目標達成に向け概ね順調な進捗が見られるものは全体の約30%にとどまっており、取組が成果に結び付いていない状況にありました。

成果指標と主な取組の達成状況の乖離については、施策推進のための主な取組が成果指標の数値達成に直接結び付いていなかったことや、計画期間中に成果の発現に至っていなかったことなどが考えられました。

特に、意識指標など、アンケート回答者の主観に大きく影響される成果指標については、外部評価委員会からも、「成果指標の内容や目標値の設定が適切であったか検証すべき」という指摘を受けました。

「教育」は短期的な成果指標では測れない面がある一方で、事業の進捗を評価し改善につなげていくことが必要です。このような点を踏まえて、次期計画の策定に当たっては、成果指標そのものの妥当性や、目標数値の設定方法などの検討が求められていました。

2 計画の基本理念

(1) 基本目標

静岡県は、「富国有徳の『美しい富士の国』をつくり Dreams Come true in Japanの拠点となる」を県政運営の基本理念として掲げています。「美しい富士の国」の礎は何といっても人材であり、人材を育成するための柱は教育です。

そこで、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し、行動する人を徳のある人、すなわち「有徳の人」と捉え、“ふじのくに”の未来を担う「有徳の人」の育成を進めていきます。

「有徳の人」とは…

- ①自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人
- ②多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にする人
- ③社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人

(2) 基本姿勢「『有徳の人』づくり宣言」

「有徳の人」の育成を進めるに当たっては、一人一人の能力、適性、意欲、成長に応じ、それぞれが持つ優れた資質を生涯にわたって十分に伸ばしていく教育を、社会全体で進めていくことが必要です。

そこで、次のとおり、平成30年3月に策定された教育に関する大綱において「有徳の人」づくりを宣言しました。

「有徳の人」づくり宣言

- 一、「文・武・芸」三道の鼎立を実現します。
- 一、生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します。
- 一、地域ぐるみ、社会総がかりの教育を実現します。

(3) 計画の構成

「『有徳の人』づくり宣言」に基づき、第1章「『文・武・芸』三道の鼎立を目指す教育の実現」、第2章「未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現」、第3章「社会総がかりで取り組む教育の実現」の3章構成で体系的にまとめています。

3 社会情勢の変化による教育の現状

(1) 世界各国と比較した我が国の学力水準

- OECD (経済協力開発機構) の加盟国における PISA (学習到達度調査) の結果 (2015 年調査) を見ると、読解力は順位を下げているものの、数学的リテラシー及び科学的リテラシーについては、共に OECD 加盟国 35 か国中 1 位であり、我が国の学力が世界トップレベルであることがわかります。
- また、IEA (国際教育到達度評価学会) が児童生徒の算数・数学、理科の到達度を国際的な尺度によって測定した TIMSS 2015 (国際数学・理科教育動向調査) によると、小学校、中学校ともに全ての教科で上位を維持しており、平均得点も上昇しています。
- 高い基礎学力や規律ある生活習慣を育む初等中等教育、質の高い理数科教育、高等専門学校や専修学校に代表される産業人材育成などの日本型教育には、近年、諸外国からも高い関心が示されています。
- 一方で、健康の確保や体力の向上、社会人の学び直しなどの生涯を通じて学び続けることに関する課題への対応、学校教育における主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や社会の変化を柔軟に受け止め、学校と社会が目標を共有し、連携・協働する社会に開かれた教育課程の実現等が求められています。

□ PISA (学習到達度調査) における我が国の成績推移

	読解力	数学的リテラシー	科学的リテラシー
日本の得点	516 点	532 点	538 点
OECD 平均	493 点	490 点	493 点
OECD 加盟国中の順位	6 位/35 か国	1 位/35 か国	1 位/35 か国

(2) 東京オリンピック等の国際的なスポーツ大会・文化プログラムの日本開催

- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、オリンピック文化プログラム、ラグビーワールドカップ 2019 等、我が国における国際的なスポーツ大会や文化プログラムの開催が予定されており、国民のスポーツや文化に対する機運が高まっています。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会やそのレガシーとして、技術革新やグローバル化への対応による社会の持続的な発展といった観点からの人材育成に加え、スポーツや文化芸術の発展を担う人材を育てることが重要です。
- このため、スポーツや文化芸術分野において、子供のうちから質の高い専門家に出会う機会の充実などを通じて、優れた才能や個性を見いだし、伸ばしていく取組が求められています。
- また、全国各地において長く守り伝えられてきた有形、無形の文化財は、地域の誇りであるとともに、地域の活性化や観光振興に欠かせない貴重な資源です。そのため、こうした文化財を総合的に活用するとともに、確実に未来に継承するための体制を整えていくことが重要です。

(3) 教員の資質・能力の向上

- 新たな知識や技術の活用により社会の変化のスピードが速まる中、我が国が更に発展し、繁栄を維持していくためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠です。その人材育成の中核を担うのが学校教育であり、教育の直接の担い手である教員の資質・能力の向上は我が国の最重要課題でもあります。
- 今後は、技術革新やグローバル化の進展など社会の急激な変化と新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた新学習指導要領の趣旨を踏まえ、子供たちに社会を生き抜く力を育成していく必要があります。教員にもこれに対応できる資質・能力が求められます。また、複雑化・多様化する学校現場を取り巻く課題に対応するため、教員が多様な専門性を持つ人材と連携・分担してチームとして職務を担っていく必要もあります。
- 教員の養成・採用・研修を通じた教員の資質・能力の向上を図る上で、主に養成を担う大学等と採用や研修を行う教育委員会の連携が必要となります。そこで、両者が教員の育成について協議・調整する場として「教員育成協議会」を創設するなど、具体的な枠組みづくりも進められています。
- また、教員のキャリアステージに応じた学びや成長を支えていくため、養成や研修を計画し実施していく際の基軸となる「教員育成指標」を教育委員会が大学等と協力して作成するとともに、この指標を踏まえた体系的な研修計画を整備していくこととされています。

(4) グローバル化の進展

- グローバル化が進行する社会においては、多様な人と関わり様々な経験を積み重ねるなど、未来への飛躍を担うための創造性やチャレンジ精神、強い意志を持って迅速に決断し組織を統率するリーダーシップ、国境を越えて人々と協働するための英語等の語学力・コミュニケーション能力、多様な文化等を受け入れる力、日本人としてのアイデンティティを培っていくことなどが、一層重要になっています。
- また、社会や経済のグローバル化が進展する我が国においては、優秀な外国人留学生を獲得し我が国の成長に生かすことや、個々の能力を高めグローバル化した社会で活躍する人材を育成することが喫緊の課題となっています。
- 外国人留学生の数は、平成 28 年 5 月 1 日時点で前年の 20 万 8,379 人から 3 万 908 人増の 23 万 9,287 人になっています。また、平成 27 年度に海外へ留学した日本人の数は、前年比 3,237 人増の 8 万 4,456 人でした¹。
- 政府は、第 3 期教育振興基本計画において 2020 年までに日本人留学生を 2010 年の 6 万人から 12 万人に倍増するとともに、外国人留学生についても「留学生 30 万人計画」の実現を目指して、2012 年の 14 万人から 2020 年までに 30 万人に倍増することを目指しています。

¹ 共に日本学生支援機構の調査による。

(5) 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた人材育成

- 新たな価値を創造し、社会におけるイノベーションを牽引する人材の育成のためには、各分野における専門的知識に加えて、文理の枠を超えた分野横断的な知識の修得、幅広い視野でニーズを捉え、技術や情報を取捨選択して課題解決のために使いこなす力などが重要となっています。
- こうしたイノベーションをリードする人材の育成のため、初等中等教育段階においては、児童生徒の意欲を高め、優れた才能や個性を有する児童生徒等に対し、理数分野を含め専門性の醸成を図るとともに、幅広い視野を付与し、創造性を育む教育を提供することが求められています。
- また、高等教育段階においては、我が国の持続的な成長・発展を担う高度人材の育成とイノベーション創出の中核として、教育の基盤となる研究力の向上や優秀な学生の育成強化などに取り組んでいくことも必要になっています。

(6) 高等教育の役割の変化

- 18歳人口の減少が見込まれる中、人口構成や地方創生の概念等を踏まえた「知の拠点」としての各高等教育機関の役割・機能の在り方や量的な規模の在り方について検討することが重要な課題となっています。
- また、高等教育においては、学習・指導方法の改善と教員の指導力の向上が求められており、高等学校において「高校生のための学びの基礎診断」が導入されることから、高等教育機関においても多面的な評価を推進することの重要性が指摘されています。
- さらに、大学入学者選抜においては、学力の3要素²を多面的・総合的に評価するため、各個別大学の入学者選抜の改善や新たに「大学入学共通テスト」が導入される予定です。

(7) 新教育委員会制度の下での教育行政の推進

- 地方教育行政における責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化等を図ることを目的とした「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行(平成27年4月)に伴い、新教育委員会制度がスタートしました。
- 平成28年9月1日現在、都道府県・指定都市の82.1%、市町村の49.3%が新教育委員会制度へ移行しています。
- 新制度の下、教育の政治的な中立性、継続性・安定性を確保しつつ、総合教育会議や教育に関する大綱の策定といった新たな仕組みを活用し、より一層民意を反映した教育行政を推進することが求められています。

² 高大接続システム改革会議「最終報告」(平成28年)においては、(1)十分な知識・技能、(2)それらを基盤にして答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだしていく思考力・判断力・表現力等の能力、(3)これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を「学力の3要素」と呼んでいます。

(8) 家族形態の変化及び社会とのつながりの希薄化

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になるとともに、日常の生活におけるしつけや感性、情操の涵養など、本来家庭教育が担う役割が十分果たされなくなってきています。
- 子供たちの健やかな育ちの基盤である家庭教育に対する保護者の不安や悩みの軽減と深刻化防止のために、社会総がかりで家庭教育支援を行う必要があります。
- また、持続的な地域づくりのために、地域で育てられた子供が、後に地域づくりや地域で人を育てることに関わるといった循環が可能となるような視点を施策に取り入れ、具体化していくことも求められています。

(9) 子供の貧困対策

- 「子どもの貧困率」とは、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合で、国の調査によるとその率は13.9%(平成27年度)と、実に7人に1人が該当する大変厳しい状況となっています。
- また、所得などの家庭の社会経済的背景と子供の学力に関する相関関係も指摘されているところです。
- こうした現状を受け、子供の将来が生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困の世代を超えた連鎖を防止することを目的に、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立しました。
- この法律に基づき、国では、平成26年8月に教育の支援や生活の支援、保護者に対する就労の支援など、当面の重点施策などをまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しており、各都道府県ではこの大綱を勘案して、貧困対策に係る計画を策定しています。

(10) 命を守る教育

- 東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、日本全体に大きな衝撃を与えました。それまでの想定をはるかに超える地震、津波、またそれに伴う原子力発電所の事故等、我々の災害に対する意識を根本的に変える出来事であったと言えます。
- このような震災等を受け、学校施設の耐震化等、防災体制の充実による子供たちの安全・安心の確保はもちろんのこと、津波の到来よりも早く率先して高いところに避難することの重要性が再認識されるなど、子供たち自身が危険を予測し回避する力を身に付けることができるようにするため、「命を守る教育」の一層の充実が求められます。

【参考文献：国第3期教育振興基本計画、平成28年度文部科学白書】

4 施策体系

第1章 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

1 「知性を高める学習」の充実

- (1) 確かな学力の向上
- (2) 読書活動の推進
- (3) 情報教育の推進

2 「技芸を磨く実学」の奨励

- (1) 産業社会の担い手の育成
- (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツの推進
- (3) 多彩で魅力的な文化・芸術の創造・発信と地域学の充実
- (4) 世界文化遺産をはじめとする文化財の保存・活用と未来への継承

3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

- (1) 学校マネジメント機能の強化
- (2) 学び続ける教職員の育成
- (3) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (4) 特別支援教育の充実
- (5) 学校における健康教育の推進
- (6) 私立学校の教育の充実に向けた支援

第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

1 グローバル人材の育成

- (1) 海外留学等の相互交流の促進
- (2) 外国語教育・外国人児童生徒等への教育の充実

2 イノベーションを牽引する人材の育成

- (1) 科学技術の発展を担う人材の育成
- (2) 多様な個性を生かし、優れた才能を発揮する人材の育成

3 高等教育機関の機能強化

- (1) 公立大学法人への支援の充実
- (2) 教育・研究成果の地域還元
- (3) 高大接続改革への対応

第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現

1 新しい時代を展望した教育行政の推進

- (1) 社会全体の意見を反映した教育行政の推進
- (2) 市町の教育行政の課題などに対応した支援の充実

2 地域ぐるみの教育の推進

- (1) 家庭における教育力の向上
- (2) 地域・企業等と学校の連携・協働の充実
- (3) 生涯学習を支援する教育環境の充実
- (4) 社会参画に向けた教育・支援の充実

3 誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進

- (1) 学びのセーフティネットの構築
- (2) いじめ・不登校等の指導上の諸問題への対応
- (3) 共生社会を支える人権文化の推進

4 「命を守る教育」の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 生活安全対策の推進
- (3) 交通安全対策の推進

5 施策

第1章 「文・武・芸」 三道の鼎立を目指す教育の実現

1 「知性を高める学習」の充実

子供たちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を身に付けさせるとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、確かな学力を向上させます。

また、自らの意思と判断で人生をより豊かに生きていくために大切な読書活動の充実と情報社会を生きるために必要な情報活用能力の育成を図ります。

(1) 確かな学力の向上

■現状と課題

- ・「全国学力・学習状況調査」で全国平均を上回る延べ科目数の割合は、平成24年度から2年連続で小学校は0%だったものの、平成29年度は50%となるなど改善傾向にあります。
- ・小・中学校においては、「全国学力・学習状況調査」や学習指導要領(平成29年3月告示)の内容を踏まえた授業改善等を進めるとともに、静岡式35人学級編制の段階的な下限撤廃など、児童生徒の実態に応じた、きめ細かな学習環境の充実に図り、確かな学力を向上していくことが必要です。
- ・また、高等学校においては、学習指導要領(平成30年3月告示)に基づいた確かな学力の向上に加え、「高校生のための学びの基礎診断」¹や「大学入学共通テスト」²への対応も求められています。

□全国学力・学習状況調査における全国と静岡県の平均正答率の比較(H29年度・文部科学省)

対象学年	小学校第6学年				中学校第3学年			
	国語		算数		国語		数学	
区分	A知識	B活用	A知識	B活用	A知識	B活用	A知識	B活用
静岡県	74.1	58.8	78.4	46.0	78.5	74.1	67.3	49.8
全国値	74.8	57.5	78.6	45.9	77.4	72.2	64.6	48.1
全国との差	-0.7	+1.3	-0.2	+0.1	+1.1	+1.9	+2.7	+1.7

¹ 高校生の基礎学力の定着を図るために、平成31年から試行されるテストで、民間テストの活用が予定されている。

² センター試験に代わって、平成33年度から実施されるテストで、国語及び数学における記述問題、英語における民間テストの活用等が予定されている。

■目標指標

指標名	現状値 (H29)	目標値 (H33)	
全国規模の学力調査で、全国平均を上回る科目の割合	小 50% 中 100%	小 100% 中 100%	総 秘
学校の授業以外で1日あたり1時間以上勉強している児童生徒の割合	小 68.0% 中 73.2%	小 75% 中 80%	総 秘

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 学習指導要領の改訂等を踏まえ、子供たちが知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視するとともに、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を向上させます。

主な取組

- 言語能力の確実な育成
- 情報活用能力育成のための学習活動の充実
- 理数教育の充実
- 地域学等を通じた伝統や文化に関する教育の充実
- 地域資源等を活用した体験活動の充実
- 地域におけるボランティア・インターンシップ等の体験活動の充実
- 外国語教育の充実
- 特別教科化に対応した道徳教育の充実
- 音読や朗読等を通じた知識・技能の習得と表現力等の育成
- 高大接続改革への対応の推進

[担当：教育政策課情報化推進室、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

イ 学習指導要領で求められている学力を身に付けるため、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた学校改善・授業改善等の取組を推進します。

主な取組

- 学力向上推進協議会・学力向上連絡協議会の開催
- チア・アップシートや分析支援ソフトの作成と活用促進
- 保護者・教員用動画コンテンツの作成・配信

[担当：義務教育課、総合教育センター]

ウ 教職員等の定数改善に関する国の動向を踏まえ、静岡式 35 人学級編制の更なる充実を目指すとともに、小学校における専科指導やICTの利活用等を通じて、きめ細かな指導の充実を図ります。

主な取組

○静岡式 35 人学級編制の更なる充実

○各市町における臨時講師の確保に向けた支援

○非常勤講師の更なる配置の適正化

○小学校への専科指導教員の配置の拡充

○外国語指導助手の活用

○インターネット等を活用した教育・学習システムの研究

○インターネットラーニング「あすなる学習室」の活用促進

[担当：私学振興課、教育政策課情報化推進室、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター、各教育事務所]

エ 中1ギャップ³への対応に向けた教科指導方法の共有化など、小学校と中学校との連携を一層推進します。また、教科指導、生徒指導に関する情報の共有化などのための教員間の交流など、中学校と高等学校間の円滑な接続に向けた連携の充実に努めます。

主な取組

○小・中・高・特の教職員の人事交流の推進

○教師用指導資料の作成、活用促進

○中学校区を活用した小・中合同研修会等の開催

○各地区の中・高連絡協議会の推進

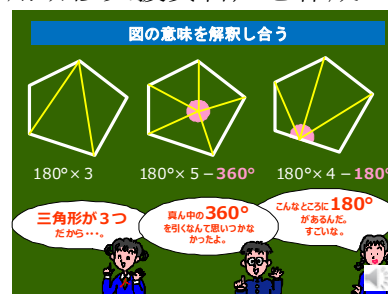
○中学生一日体験入学の実施

[担当：義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

事例紹介①「チア・アップコンテンツ」

県総合教育センターでは、小・中学校の教員が全国学力・学習状況調査の問題や早期対応の結果を夏季休業中の校内研修会等で共有し、学校改善・授業改善に生かすことを目的に、チア・アップコンテンツ（教師用研修支援資料）を作成しています。チア・アップコンテンツは、内容の音声付プレゼンテーション資料で、教科や学年の枠を超えて全教職員で視聴できるものになっています。チア・アップコンテンツは県総合教育センターのホームページからダウンロードが可能です。

http://www.center.shizuoka-c.ed.jp/?page_id=241



平成 29 年度「算数・数学」編の内容

³ 小学生から中学1年生になったことにより、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加したりする現象のことです。

(2) 読書活動の推進

■現状と課題

- ・ すべての学習の基盤となる言語能力の向上や豊かな情操を養うため、読書活動の重要性が改めて求められています。
- ・ また、読書離れや図書館の利用低下が指摘されており、県民の身近にある市町立図書館等の利用促進を図ることにより、県民一人一人が生涯を通じて読書に親しむ習慣を確立することが大切です。
- ・ 県民の生涯学習、読書活動の拠点として十分な機能を果たすために、県立中央図書館の機能の充実と施設の老朽化、狭隘化^{あい}の解消を進める必要もあります。

■目標指標

指標名	現状値(H27)	目標値(H33)	
県民の公立図書館利用登録率	43.0%	45%	総

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 静岡県子ども読書活動推進計画（第三次計画）に基づき、成長過程に応じた読書ガイドブック・ブックリストの活用促進、本に親しむ機会の提供、読書活動の啓発等に、家庭・地域・学校を通じた社会全体で取り組み、県民一人一人の生涯を通じた読書習慣の確立を目指します。

主な取組

- 読書ガイドブック・ブックリストの作成・活用促進・改訂
- 乳幼児期を中心とした親子読書⁴の推進
- 大人の読書活動の推進
- 子ども読書アドバイザーの養成・活用・フォローアップ
- 中央図書館（子ども図書研究室）を中核とした県内図書館、子供の読書活動に関わる団体等の支援
- 「読書県しずおか」づくり優秀実践校・団体・個人の表彰
- 高校生を対象としたビブリオバトルの開催
- 学校図書館の機能強化と活用推進
- 司書教諭の配置の継続、学校司書等の配置の促進及び研修の充実

[担当：義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課、総合教育センター、中央図書館]

⁴ 静岡県では、親子（家族）のふれあいを通して、読書の素晴らしさを次世代に繋げていく読書活動を「親子読書」と捉えています。

イ 県立中央図書館の機能の充実と施設の老朽化・狭隘化^{あい}の問題の解消を進めるとともに、県民の生涯学習、読書活動の拠点としてふさわしい図書館となるよう質の高い、先進的な図書館サービスに積極的に取り組みます。また、地域の文化や経済の発展に寄与するため、資料及び情報の提供を更に充実させます。

主な取組

○老朽化・狭隘化^{あい}が進む県立中央図書館の整備

○レファレンスサービス、調査研究支援、課題解決支援の充実

○資料のデジタル化による遠隔地から利用できる環境の整備

○図書館の職員に求められる高い専門性の維持・向上

○専門書を中心とした資料や地域資料の収集・整理・保存・提供

○歴史的に価値の高い資料の保存・公開

[担当：社会教育課、中央図書館]

ウ 県内図書館等への支援や図書館間の情報ネットワーク化等を通じて図書館の振興を図り、県内全域において県民が図書館を利用しやすい環境を整えます。

主な取組

○市町立図書館等からの運営相談等への対応

○図書館間の情報ネットワーク化の推進

○県内図書館間の資料搬送網の整備

○市町立図書館職員の資質向上のための研修の充実

[担当：中央図書館]

事例紹介②「～新生児から成長とともに～『本とともだち』」

社会教育課では、幼い頃から本に親しむ習慣を身に付けられるよう、読書ガイドブック「本とともだち」を作成・配布しています。

「あかちゃん版」・「幼児版」は母子手帳交付時や幼稚園・保育所・認定こども園等を通じて保護者に配布されます。

また、就学後は、県内すべての小学1年生に「小学生版」、中学1年生に「中学生版」を配布しており、年齢に応じた本の親しみ方や図書館の活用方法、本と出会うきっかけになる「おすすめブックリスト」等を掲載しています。

保護者向けの親子読書啓発ツールとして、また小・中学校における授業や学校図書館利用時の児童生徒への読書啓発ツールとしての活用が期待されています。

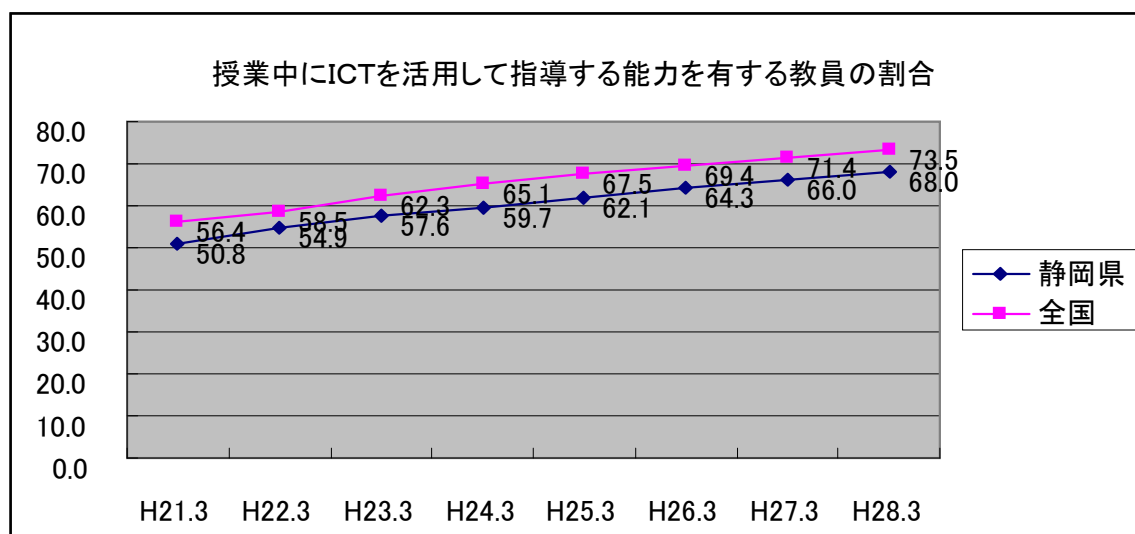


読書ガイドブック「本とともだち」

(3) 情報教育の推進

■現状と課題

- ・本県において、授業中にICT⁵を活用して指導する能力を有する教員の割合は、年々増加傾向にあり、教育におけるICTに対する意識の変化や活用能力の向上が表れていますが、全国平均と比較すると低い状況にあります。
- ・今後は、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、大きな効果が期待されるタブレット端末や提示用デジタル機器等のICTを活用した教育を推進し、わかりやすい授業を展開することで、授業に対する興味・関心を向上させ、学びへの意識をより一層高めていくことが求められています。



■目標指標

成果指標	現状値	目標値 (H33)	
授業中にICTを活用して指導する能力を有する教員の割合	H29年度内公表予定	78%	総務

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 子供たちが情報社会で主体的に生きる力を育むために、児童生徒の発達段階に応じて、各教科等の目標に従い、授業においてICTを効果的に活用しながら情報活用能力の向上を図ります。

また、児童生徒がインターネット等の情報手段を正しく利用し、自らトラブルを回避できる能力等を身に付けるため、学校・家庭・地域の連携による情報モラル教育を推進します。

主な取組

○各教科等の授業におけるICT活用の推進

⁵ Information and Communication Technology の略で、コンピュータや情報通信ネットワーク(インターネット等)等の情報コミュニケーション技術のことです。

○情報教育に関する研修・情報モラルに関する研修等の実施

○ネット・パトロールの実施

○生徒指導主事研修会におけるインターネットを介した生徒指導事案に関する情報共有

○「静岡県のケータイ・スマホルール」の普及

○「小中学校ネット安全・安心講座」の推進

[担当：教育政策課情報化推進室、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課、総合教育センター]

イ 教員のICT活用指導力の向上を図るため、ICT校内研修プログラムを活用した校内研修の充実、新しい指導方法の研究及び研修体制の構築を図ります。

また、教育の質の向上、子供と向き合う時間の確保や教員の事務負担軽減等の観点から、普通教室等へのICT機器の整備、教育総合ネットワークシステムの運用・管理を進めることに加え、市町も含めた教育に関わる情報の共有化や校務の情報化に向けた取組への支援体制の整備を推進します。

主な取組

○ICT活用指導力の向上

○インターネット等を活用した教育・学習システムの研究（再掲）

○情報教育推進のためのICT機器の整備

○情報ネットワークシステム⁶の運用

○教材等のデータベース化の推進

○情報担当者会議の開催等による市町との協働・連携

[担当：教育政策課情報化推進室、総合教育センター]

ウ 児童生徒や教職員が、安全に、そして安心して日常的にICTを活用できるよう、ウィルス感染への対策、個人情報保護や情報流失防止等、危機管理としての情報セキュリティの実現に向けたICT環境の構築とその適切な運用を図ります。

主な取組

○個人情報の保護や情報流失防止等に向けたICT環境の構築

○情報セキュリティに関する監査の実施

○情報セキュリティポリシーの周知徹底と遵守

○情報セキュリティ実施手順の定期的な見直し

[担当：教育政策課情報化推進室、高校教育課、特別支援教育課]

⁶ インターネット等の電気通信回路網を利用してネットワーク化された数十～数万台のコンピュータと、それらを動作・管理するためのソフトウェア等の集合体のことです。

2 「技芸を磨く実学」の奨励

一人一人の能力や適性、意欲に応じた多様で柔軟な教育をより一層展開するため、農林水産業、工業、商業、芸術、スポーツなどの様々な分野において自らの才能を伸ばす実践的な学問としての「技芸を磨く実学」を推進するとともに、「生きる道」として仕事を究めることの大切さを学ぶ環境づくりを推進します。

また、専門的職業人として社会の変化に柔軟に対応し、地域産業の発展に貢献できる人材の育成に努めます。

(1) 産業社会の担い手の育成

■現状と課題

- ・本県の平成29年3月現在の中学校卒業者の就職率は0.4%、高等学校卒業者の就職率は22.2%といずれも全国平均を上回っており、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、その基盤となる能力や態度を育てる教育を一層充実することが求められています。
- ・また、児童生徒の発達段階に応じ、働くことへの意欲や関心を高めたり、勤労の尊さを学んだりするなどの望ましい勤労観・職業観を育成するための取組を推進するとともに、ものづくりに触れる機会の創出や幅広いニーズに応える職業訓練の充実等が必要になっています。

■目標指標

指標名	現状値(H28)	目標値(H33)	
児童生徒に望ましい職業観・勤労観を育む教育を学校全体または特定の学年で計画的に実施した学校の割合	小 89.7%	小 100%	総 統
	中 98.8%	中 100%	
	高 92.8%	高 100%	
	特 100%	特 100%	

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 地域の特色やライフステージに応じ、学校・地域・企業・県立の研究機関等が連携した、望ましい勤労観・職業観を育む教育や職業に関する知識・技能を身につけるための職業教育等の推進を図ります。

主な取組

○ふじのくに実学チャレンジフェスタ⁷の開催

○専門学科等のある高等学校の職業教育への理解推進

⁷ 専門高校等による学習成果発表、研究発表等の祭典です。県内1地区において、農業、水産、工業、商業、家庭、福祉、芸術の7分野で実施します。

- 高校生海外インターンシップの推進
- 高等学校におけるジョブ・サポート・ティーチャーの配置
- キャリア教育に係る実践的な研修の実施
- 地域や産業界との連携強化の促進
- プロフェッショナルの仕事に触れる機会の提供
- 職場見学・職場体験等の促進
- こころざし育成セミナー⁸の実施
- 林業の仕事体験会や就業ガイダンスの開催
- 各技術研究所の見学や体験等を通じた地域産業に関する学習の支援、研修の実施
- ふじのくに茶の都ミュージアムでの茶に関する情報発信及び体験メニューの充実
- 環境学習講座への職員の派遣
- 小・中・高校・大学への講師派遣による出前講座や富士山世界遺産センターでの教育旅行の受け入れ等による世界遺産富士山の歴史、文化、自然などの紹介
[担当：環境政策課、富士山世界遺産課、地域医療課、研究開発課、労働政策課、お茶振興課、林業振興課、建設業課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

イ ものづくりの楽しさや技能の大切さへの理解促進を図るとともに、ライフステージに応じてものづくりや技能に触れる機会を提供します。

主な取組

- WAZAチャレンジ教室⁹の実施
- 高校生ものづくりコンテストの開催に向けた支援
- 新たな施設・設備の充実を通じた実学の高度化
- 技能マイスター¹⁰の活用
- ふじのくに実学チャレンジフェスタの開催(再掲)
[担当：職業能力開発課、高校教育課]

ウ 多様な年齢層や障害の有無・状況等に応じたスキルを身に付けるため、幅広いニーズに応える職業訓練の充実や情報提供を図ります。

主な取組

- 個々の適性或就業希望に応じた多様な職業訓練の実施
- しずおかジョブステーションの運営と学生の職業意識の醸成
- 誰もがいきいきと働ける環境づくり
- 障害のある人に向けた就労相談員配置と職場定着の支援

⁸ 本県の医療を支える人材育成のために、病院で医師から話を聞いたり、体験的な活動を行ったりする事業です。

⁹ ものづくりの楽しさや大切さへの理解促進を図るため、小・中学校に技能士を派遣して、実際のものづくりを体験する事業です。

¹⁰ 優れた技能を有し、後進の指導・育成に尽力している現役の技能者を「静岡県技能マイスター」として認定しています。

○障害のある人の相談支援体制の充実や就労支援

[担当：障害者政策課、労働政策課、雇用推進課、職業能力開発課、特別支援教育課]

エ 実践的な職業教育を行う高等教育機関の設置や、新たな成長戦略のための産学官連携による中小企業の人材育成などにより、県内産業を支える人材を育成します。

主な取組

○農林大学校の専門職大学への移行による農林業人材の育成

○職業能力開発短期大学校の設置

○漁業高等学園における漁業就業者の育成

○青年等の新規就農の促進

○経験年数に応じた技術習得や低コスト生産システム普及に向けた研修開催

○企業等と連携した在職者訓練の実施

○建設業の経営者や技能者を対象とする研修の実施

○富士山麓医用機器開発エンジニア養成プログラムの開催支援

○レーザーによるものづくり中核人材育成講座の開催支援

○総合食品学講座の開催支援

[担当：職業能力開発課、新産業集積課、農業ビジネス課、林業振興課、水産振興課、建設業課]

事例紹介③「高校生海外インターンシップ」

高校生が、海外に進出している県内企業の海外事業所等を訪れ、現地社員との交流や視察、就労体験等を実施することで、海外マーケットでの県内企業の魅力や競争力を実感し、将来的に県内企業で活躍する意識とグローバル感覚の向上を図る目的で、農業、工業、商業などの実学を学ぶ生徒を対象にして、平成27年度から高校生海外インターンシップを実施しています。

インターンシップの構成は「事前研修」、「県内企業での国内研修」、「企業の海外事業所等での就労体験等」、「研修報告書の作成と各学校における全校生徒への成果発表」の4つのメニューとし、事前研修から振り返りまでを一貫して実施しています。

平成27年度は、37人の生徒が4グループに分かれて、シンガポール、タイ、中国、台湾で就労体験等を行いました。

平成28年度からは、新たに創設された「ふじのくにグローバル人材育成基金」を活用して実施しており、平成28年度は15人の生徒が、平成29年度は32人の生徒が中国、台湾、タイで就労体験を行うとともに、静岡県海外事務所での研修も行いました。

海外インターンシップに参加した生徒のグローバル意識の向上はもとより、インターンシップでの体験を自校の生徒に報告することで、インターンシップに参加できなかった生徒のグローバル意識の向上にも繋がっています。



USUI International Corporation(Thailand)Ltd.
での就業体験の様子

(2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツの推進

■現状と課題

- ・平成 29 年度の国民体育大会の総合順位は 17 位で、更なる順位の向上を達成するには、団体種目やジュニアの強化に重点を置くとともに、優秀な指導者の養成を推進していく必要があります。
- ・成人の週 1 回以上のスポーツ実施率については、ここ数年上昇傾向にあり、県の施策が各市町で確実に定着しつつあると考えられます。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピックは、県民の関心が高く、インパクトも強いことから、県民のスポーツに対する関心を高める良い契機として、より一層のスポーツの推進が求められています。

■目標指標

指標名	現状値 (H29)	目標値 (H33)	
国民体育大会における総合順位	17 位	8 位以内	総
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	53.9%	65%	総

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、国内外で活躍し、県民に夢と希望と感動を与えることができるトップアスリートの育成を目指します。

主な取組

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックや国民体育大会に向けたジュニア世代の育成と競技団体との連携強化
 - トップアスリートの強化・活用
 - 選手の成長を見据えた一貫した指導が行われる体制づくり
 - スポーツ医・科学の活用
 - 全国トップを目指す運動部活動への支援
 - 指導者の養成・活用
 - トップレベルの指導法を学ぶ機会の提供
- 公益財団法人静岡県体育協会や競技団体、障害者スポーツ協会との連携強化
[担当：スポーツ振興課、障害者政策課、健康体育課]

イ オリンピック・パラリンピック教育の推進を図り、スポーツの価値や国際・異文化理解を深めるとともに、児童生徒のオリンピック・パラリンピックに対する関心やスポーツに対する意欲を高めます。また、実技指導力の向上のための指導者研修の実施やスポーツ人材バンクによる外部指導者の円滑な活用及び地域・企業等との連携による地域スポーツクラブの推進により、運動部活動の一層の充実を図ります。

主な取組

- しずおか型部活動¹¹の推進と検証
- スポーツ人材バンクの活用促進
- 部活動指導員や外部指導者の導入促進
- 運動部の指導者養成及び選手強化による運動部活動強化の推進
- 大学等との連携による部活動支援ボランティアの推進
- 全国トップを目指す運動部活動への支援（再掲）
- 平成30年度本県開催の全国高校総体に向けたスポーツ活動、運動部活動、高校生活動等の推進
- 学校と地域が連携したスポーツクラブの推進
- オリパラ教育の充実により、スポーツへの参加意欲の高揚を促進

[担当：健康体育課]

ウ 富士山静岡空港の就航先等、国内外の地域とのスポーツ交流を推進するとともに、国際的・全国的なスポーツイベントを誘致し、レベルの高いスポーツ競技の観戦機会の創出を図ります。また、国内トップレベルのプロスポーツや企業スポーツ等と連携し、スポーツの普及・振興を図ります。

主な取組

- 国内外の地域とのスポーツ交流の促進
 - 国際的・全国的なスポーツイベントの誘致
 - ラグビーワールドカップ2019の静岡県開催への準備
 - ラグビーワールドカップ2019に向けたエコパスタジアム等の整備
 - 東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技本県開催への準備
 - 東京2020オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ誘致
 - 各種スポーツ大会の開催支援
 - 小・中学生や高校生による国際交流親善試合の開催等
 - しずおかスポーツフェスティバルの開催
- [担当：スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック推進課、ラグビーワールドカップ2019推進課、公園緑地課、健康体育課]

¹¹ 生徒の部活動へのニーズの多様化や、専門性を有する顧問の不足等の部活動を取り巻く課題を解決するために、研修等により指導者の資質向上を図ったり外部指導者を導入したりすることにより、部活動を支援し、生徒にとって望ましい部活動を推進していくことです。

エ 県民の多様化するスポーツニーズに応えるため、ライフステージに応じてスポーツに親しめる機会の創出を図ります。

主な取組

- 乳幼児期における「親子運動遊びプログラム」の普及啓発
- 成人期におけるスポーツ実態の調査・分析及びスポーツ振興施策の検討・実施
- スポーツ・レクリエーション活動の普及
- すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会の開催
- 障害のある人のスポーツ振興
- 学校と地域が連携したスポーツクラブの推進(再掲)
- スポーツ人材バンクの活用促進(再掲)

[担当：長寿政策課、障害者政策課、スポーツ振興課、健康体育課]

オ 市町と連携し、地域の人たちが主体的に運営する総合型地域スポーツクラブに対し、スポーツの拠点としての活動の充実を促すとともに、スポーツを核とした地域の活性化や交流を促進します。

主な取組

- 市町における地域スポーツ拠点の活動の充実
- 地域スポーツクラブ交流会の実施

[担当：スポーツ振興課]

カ 県民が多様な形でスポーツに関わることができるよう、スポーツ情報の発信、スポーツ指導者の養成、スポーツボランティアの育成など、スポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

また、県立水泳場、県富士水泳場、県武道館、草薙総合運動場等、スポーツ施設を管理運営し、県民サービスの向上を目指します。

主な取組

- スポーツに対する集中的な広報活動を行う「ふじのくにスポーツ推進月間(10月)」の推進
- スポーツイベントの充実
- スポーツイベント・スポーツ団体等に関する情報の発信
- 指定管理者制度によるスポーツ施設の管理運営

[担当：公園緑地課、スポーツ振興課]

事例紹介④「磐田スポーツクラブ」

学校に希望する運動部活動がない生徒や専門的な指導が十分に受けられない生徒のスポーツ活動を支援するため、県がモデル事業として、磐田市に地域スポーツクラブを設置しています。

磐田スポーツクラブは、常設のスポーツチーム、スポーツ塾（トレセン）、スポーツ体験教室の3種類で構成されており、ヤマハ発動機や静岡産業大学、磐田市体育協会が連携して、運営を行っています。

種類	内容
常設のスポーツチーム	<p><ねらい> 学校に、希望する部活動がない生徒に対して、その種目のクラブを設置する。</p> <p><競技> ラグビー、陸上競技</p>
スポーツ塾（トレセン）	<p><ねらい> より高度な技術指導を希望する生徒に対して、学校の運動部活動に加えて、定期的なトレーニング機会を提供する。</p> <p><競技> 卓球、バスケットボール、柔道など</p>
スポーツ体験教室	<p><ねらい> 健康づくり等のためにスポーツへの参加を希望する生徒に対して、スポーツ教室等を開催し、スポーツに触れる場を提供する。</p> <p><競技> トランポリン</p>



常設のスポーツチーム（陸上）の様子



スポーツ塾（卓球）の様子



スポーツ体験教室（トランポリン）の様子

(3) 多彩で魅力的な文化・芸術の創造・発信と地域学の充実**■現状と課題**

- ・地域の魅力的な文化・芸術の創造と発信に取り組み、県民が文化に触れる機会を増やしたことで、“ふじのくに”の文化への関心が高まっています。
- ・具体的には、ふじのくに芸術祭の応募人数は平成25年の5,055人から平成28年は10,484人と増加傾向にあり、県立美術館では、展覧会の開催はもとより積極的な教育普及事業の展開により、年間20万人以上の来館者が訪れています。
- ・さらに、SPACの「アヴィニョン演劇祭」(フランス)公式プログラムへの招聘(H26.7、H29.7)など、本県が推進する文化活動は国内外での高い評価を受けています。
- ・今後の課題として、東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、文化プログラムを着実に展開していくとともに、伊豆半島ジオパーク等の地域固有の資源や人材を活用した地域学の推進が求められています。

■目標指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (毎年度)	
県内文化施設 (300人以上の公立ホール) の利用者数	7,495,456人	7,500,000人	総

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 国の内外から注目され、その魅力を高く評価される“ふじのくに”の文化・芸術を創造・発信する活動を推進します。

主な取組**○オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの推進**

- SPACによる舞台芸術活動の推進
- 文化資源に係る情報の収集や情報の発信
- 「すこやか長寿祭美術展」等の発表の場の確保
- ふじのくに多彩な和の食文化の推進

[担当：文化政策課、長寿政策課、地域農業課]

イ 文化を大切にし、本物の文化を見分ける力を育成するため、子供をはじめ多くの県民が文化に触れる機会の充実を図ります。

主な取組

- 子供向けのワークショップである「ふじのくに子ども芸術大学」や中・高等学校での芸術鑑賞の支援など、子供が文化と出会う機会の充実
- ウェブサイト「アトリエふじのくに」の運営など、県民に対する文化情報の提供

[担当：文化政策課]

ウ 文化活動が継続・発展するための、文化を支える仕組みの構築とネットワークを創出します。

主な取組

○文化プログラム等を通じた文化と他分野との協働の推進

○静岡県版アーツカウンシルの設立に向けた取組

○ふじのくに「食の都」づくり

[担当：文化政策課、マーケティング課]

エ 子供たちの感性を磨き、芸術文化に親しむ心を涵養するとともに、優れた才能を持つ児童生徒の個性をより伸ばさせるため、外部指導者派遣等による文化部活動の充実を図ります。

主な取組

○「文化の匠」¹²の派遣促進

○高等学校文化連盟と連携した高校生の文化活動の推進

○学校単位での鑑賞教室など、中高生に対する芸術鑑賞の支援

[担当：文化政策課、高校教育課]

オ 地域学を基盤として、地域を知り、地域の良さを再認識できるような学習機会の充実を図り、観光をはじめとする様々な形で地域を支える人材を育成します。

主な取組

○地域学の推進（地域学推進指定校の設定、フィールドワークの実施）

○地域固有の自然、歴史、産業などの資源や人材を活用した学習の推進

○景観学習教材の作成及び利活用

○観光人材の育成

[担当：景観まちづくり課、文化政策課、観光政策課、義務教育課、高校教育課]

¹² 文化活動の充実・強化を図るため、顧問教員の指導力向上、地域との連携促進をねらいとして学校に派遣される外部指導者のことです。

(4) 世界文化遺産をはじめとする文化財の保存・活用と未来への継承

■現状と課題

- ・世界文化遺産である富士山や韮山反射炉をはじめとする文化財を未来にわたって保存し、後世に引き継ぐことは現代に生きる我々の責務です。
- ・文化財の保護に向けた調査等の実施により、毎年新たな国・県の文化財指定が概ね順調になされている一方で、文化財に関心のある人の割合は、71%前後で平成25年頃から横ばい状態であり、文化財を未来に繋げるために、郷土の歴史や文化に親しみ、文化財に関心を持つ県民を増やすことが課題となっています。
- ・今後は、文化財の保存管理を適切に進めるとともに、地域に残る文化財を積極的に活用し、文化財に触れる機会を創出することが求められています。

■目標指標

指標名	現状値(H28)	目標値(H33)	
しずおか文化財ウィークの参加者数	205,483人	<u>220,000人</u>	総

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 世界文化遺産である富士山や韮山反射炉の適切な保存管理を進めるとともに、顕著な普遍的価値や文化的価値に関する情報発信などを通じ、世界に誇るべき国民の財産である富士山と韮山反射炉の後世への継承を図ります。

主な取組

- 富士山包括的保存管理計画に基づく適切な保存管理と活用
- 「富士山世界遺産センター」における情報提供の実施
- 「富士山の日」¹³運動の推進
- 韮山反射炉の適切な保存管理
- 富士山周辺の文化財保護

[担当：富士山世界遺産課、文化財保護課]

イ 文化財を適切に保護するため、文化財の調査・保存体制の充実を図るとともに、文化財の防災体制の整備に努めます。

主な取組

- 文化財調査体制の充実
- 文化財の指定・登録の推進

¹³ 富士山の日とは、県民が揃って富士山について学び、考え、想いを寄せ、富士山憲章の理念に基づき、後世に引き継ぐことを期する日として、静岡県が定めた日（2月23日）のことです。

- 文化財保護審議会の開催
- 文化財の管理・保存のための支援
- 国・県指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地の文化財パトロールの実施
- 文化財防災体制の整備の推進
- 文化財建造物管理士、文化財等救済支援員の養成
[担当：文化財保護課、埋蔵文化財センター]

ウ 文化財に誇りと愛着を持つ県民意識を醸成するため、文化財の展示・公開や学びの場の提供を図るなど、県民の文化財への関心を高めます。

主な取組

- 市町や文化財所有者等と連携した文化財ウィークの実施
- 民俗芸能フェスティバルの実施と担い手の育成支援
- 文化財に関する講演会・シンポジウム・考古学セミナーや遺跡調査報告会の開催
- 埋蔵文化財センター常設展示・巡回展の充実**
- 体験授業・出前授業等による学校教育との連携強化
- 出土文化財の管理活用体制の充実**
[担当：文化財保護課、埋蔵文化財センター]

事例紹介⑤「見て・触れて・古代の人々の生活を感じる」

静岡県埋蔵文化財センターは、県民の歴史的・文化的資産である埋蔵文化財を適切に保護し、地域固有の文化に誇りと愛着を持つ県民の育成と、文化財の価値を未来につなげていくことを目的に運営されています。その一環として、施設内に整備した常設の展示室や体験学習室等を活用するなどして、児童生徒を対象とした体験授業や出前授業を実施しています。

授業では、本物の縄文土器や弥生土器を使っての土器分類、黒曜石の試し切り、火起こし体験等のプログラムを実施しています。

体験した子供たちからは、本物に触れた感動とともに「歴史をより身近に感じる事ができた」、教職員からは「本物に触れることで当時の人々の思いを想像し、歴史に興味を持って学習する子が増えた」といった声が寄せられています。

詳細な情報等は、静岡県埋蔵文化財センターのホームページから御覧になれます。

<http://www.smaibun.jp/>



出前授業の様子
(静岡市立清水入江小学校)

3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

社会の激しい変化や地域・保護者からの期待に応える「地域とともにある学校」としての役割やそれを実現するための組織マネジメント機能の強化を図ります。

また、発達段階や教育的ニーズに応じた教育の充実など、多様な人材を育む教育に取り組むとともに、学校教育を支える教職員の資質・能力の向上や学校における健康教育を推進します。

(1) 学校マネジメント機能の強化

■現状と課題

- ・予測困難な変化の激しい時代において、社会の変化に柔軟に対応し、地域・保護者と学校が連携・協働しながら学校づくりや学校運営の改善を進めるとともに、学校の組織マネジメント機能を強化、社会に開かれた教育課程の実現が期待されています。
- ・一方で、適切な説明責任を果たし、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら学校・家庭・地域の連携・協働による学校づくりを進めるために実施している学校関係者評価については、多くの小・中学校で評価を実施しているものの公表していない学校もあり、また、高等学校では学校関係者に限定して公表している学校もありました。
- ・今後は、地域と連携した魅力ある学校づくりをより一層推進するため、学校関係者評価の結果の公表を促していきます。

■目標指標

指標名	現状値 (H28)		目標値 (H33)		
学校関係者評価を公表している学校の割合	小	75.6%	小	80.0%	総
	中	73.3%	中	80.0%	
	高	76.4%	高	100%	
	特	73.0%	特	100%	
	私立高	95.5%	私立高	100%	

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 学校の組織マネジメント機能や、県民の教育ニーズへの対応状況について、学校関係者による評価を行い、学校運営の健全性の確保及び教職員の資質向上を図るとともに、それらの結果を積極的に公開することにより、地域とともにある学校づくりを推進します。また、学校・家庭・地域との連携を図り、地域社会の拠点となる学校づくりを目指します。

主な取組

○学校マネジメントに必要な資質・能力の向上に関する研修の実施

- 学校関係者評価の結果の公表の促進
 - コミュニティ・スクール研究協議会の開催及び研究と成果の発信
 - 地域学校協働本部の設置促進
 - 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の養成及びフォローアップ講座の実施
 - 地域と学校の連携・協働に関する研修の充実
 - 「魅力ある学校づくり」指定研究事業成果の活用と発信
- [担当：私学振興課、教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課、総合教育センター]

イ 「静岡県立高等学校第三次長期計画」、「静岡県立特別支援学校施設整備計画(仮称)」に基づく、県立学校の計画的な再編整備等の推進や、中長期の施設整備計画の策定により教育環境の改善を図るとともに、市町立学校の再編整備を支援します。また、多様化する児童生徒の実態や地域社会の実情・ニーズに柔軟に対応した、魅力ある学校づくりを推進します。

主な取組

- 「静岡県立高等学校第三次長期計画」の推進
 - 「静岡県立特別支援学校施設整備計画(仮称)」の推進
 - 県立高等学校における新たな学科の設置や学科改善の実施
 - 県立学校の施設整備や長寿命化改修等の実施**
 - 小・中学校統合時の学校運営支援
 - 高等学校における特色ある教育課程の編成の研究
 - 中山間地域校における教育環境向上等に向けた遠隔授業の研究**
 - ランドデザイン（学校経営構想図）や学校経営計画書の充実
 - 特色ある学校づくりの取組に対するインセンティブ付与を含めた予算配分の見直し
 - 公立中高一貫教育における成果や課題の検証と改善
 - 賀茂地域教育振興基本方針の推進支援**
 - 校庭における芝生導入促進**
- [担当：環境ふれあい課、教育総務課、財務課、教育政策課情報化推進室、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

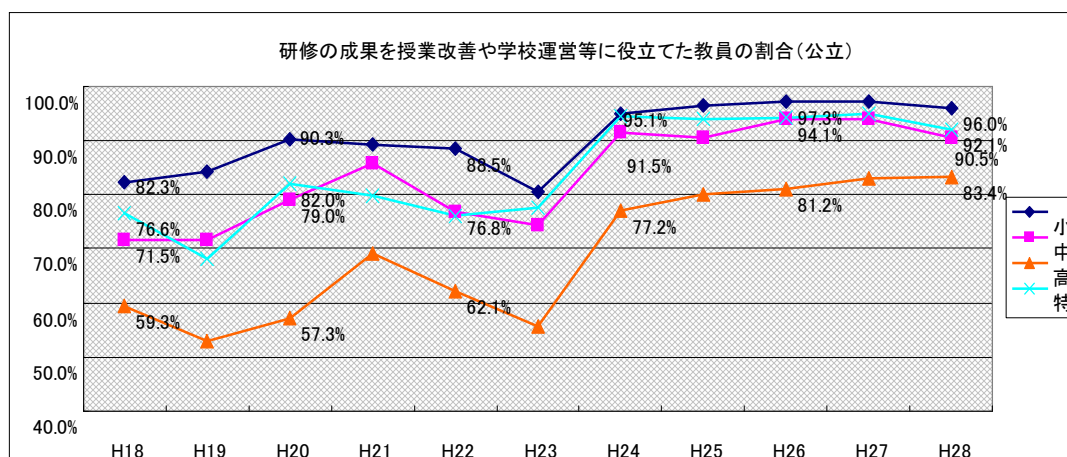


新構想高校（浜松湖北高等学校）

(2) 学び続ける教職員の育成

■現状と課題

- ・急激な社会的変化の中でも、子供たちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に備えることのできる学校教育を実現するためには、教育の担い手である教員の資質・能力を向上させることが必要です。
- ・平成28年11月には「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」が公布され、校長及び教員の職責、経験及び適正に応じて、その資質の向上を図るために必要な指標を定めるとともに、その指標を踏まえた教員研修計画を作成することが義務付けられるなど、教員の体系的かつ継続的な研修の充実に向けた環境整備が行われています。
- ・本県においても、「研修の成果を授業改善や学校運営等に役立てた教員の割合」が増加傾向にあるなど、教員の資質の向上に向けた取組が順調に進んでおり、学校現場のニーズに対応した研修内容の改善・充実等が図られているところです。
- ・今後は、教員研修計画に沿った体系的な研修により教員の資質向上に取り組むとともに、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「わかる・できる」授業づくりにより児童生徒の信頼を高めていくことが求められています。



■目標指標

成果指標	現状値 (H28)	目標値 (H33)	
研修の成果を授業改善や学校運営等に役立てた教員の割合	小 96.0%	小 96%	総 標
	中 90.5%	中 91%	
	高 83.4%	高 86%	
	特 92.1%	特 95%	

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 静岡県教員等育成指標に基づき、キャリアステージに応じた研修を実施するとともに、教職人生を通じて資質向上を図ることができるよう、校内研修の充実に向けた支援等による人材育成を図ります。また、静岡県教員育成協議会の場を活用し、大学等と連携した教員育成を進めます。

主な取組

○静岡県教員育成協議会の開催による大学との連携の推進

- キャリアステージに応じた研修の実施
- 教職員の専門性を向上させる研修の実施
- マネジメント研修、管理職研修の充実
- 指導訪問・研修会等を通じた校内研修充実への支援
- 各学校の要請に基づく指導主事による学校等支援
- 学校の中核を担う教員の指導力の向上
- 大学との連携による教職大学院連携推進委員会等の開催

[担当：教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、各教育事務所、総合教育センター]

イ 小・中・高を見通した指導の充実を図るとともに、教員の授業力向上に向けた取組を推進します。

主な取組

- 学習指導要領の改訂に対応した研修の充実
- 学校の中核を担う教員の指導力の向上（再掲）
- 指導訪問・研修会等を通じた校内研修充実への支援（再掲）
- 教師用指導資料の作成、活用推進（再掲）
- ICT活用指導力の向上（再掲）
- 各学校の要請に基づく指導主事による学校等支援（再掲）
- 小・中・高・特の教職員の人事交流の推進（再掲）

[担当：教育政策課情報化推進室、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、各教育事務所、総合教育センター]

ウ 教員の養成段階における大学との連携・協力を一層推進するとともに、時代の要請に応じた選考区分の導入など、教員採用選考試験の改善を進め、優れた人材の確保を図ります。

主な取組

○静岡県教員育成協議会の開催による大学との連携の推進（再掲）

- 教員採用選考試験における選考区分の改善
- 教員採用選考試験における適性検査の検証・改善
- 中高生を対象とした教職セミナーの実施

[担当：教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課]

エ 教職員の資質・能力及び意欲の向上、学校組織の活性化を目指すとともに、公正な人事行政に資するため、全教職員を対象にした教職員人事評価制度の見直し・改善とその活用を図ります。

主な取組

- 教職員人事評価制度の改正・実施
- 教職員人事評価制度の評価結果活用の検討
[担当：教育総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課]

オ 教職員の心と体の健康保持・増進を図るため、労働安全衛生管理体制の充実等を図り、病気の予防と早期発見に努めます。

主な取組

- 健康診断の実施と結果に基づく事後措置及び保健指導の実施
- ストレスチェックの活用によるセルフケアとラインケアの充実**
- 管理者を対象とした労働安全衛生管理及びメンタルヘルス研修の実施
- 若手教職員を対象としたセルフケア向上のためのメンタルヘルス研修実施
- 教職員サポートルームによる若手を中心とした教職員への相談支援**
- 教職員が気軽に相談できる健康相談窓口の周知・活用
- 精神疾患による長期休業者への職場復帰と再発防止の支援
[担当：福利課]

カ 業務改善を推進し、教職員が子供一人一人と向き合う時間を確保するため、学校業務の整理・精査などの対応策の検証等を進めます。

主な取組

- 教職員の多忙化解消のための実効性ある取組の推進
- 業務改善に向けた研究成果の市町への情報提供**
- 教員をサポートする人的措置等の更なる充実**
- 教育委員会が行う調査・会議等の縮減
- 情報ネットワークシステムの運用(再掲)
- 教材等のデータベース化の推進(再掲)
[担当：教育総務課、教育政策課、教育政策課情報化推進室、義務教育課]

キ 教職員一人一人の倫理観・使命感の高揚を図る取組の継続実施により、教職員による不祥事を根絶します。

主な取組

- コンプライアンス委員会の開催
- 不祥事根絶への取組の推進**
- 体罰根絶のための教職員研修の実施
[担当：教育総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

「学校の最高責任者として、魅力ある学校づくりを推進する校長」の育成を目指す

静岡県校長育成指標 —校長に求められる専門的力量—

資質能力	項目	具体的行動例
学校経営のビジョン・企画・検証・改善する力 (分析・企画・検証・改善)	教職員、児童生徒、保護者、地域等に共有される学校経営のビジョンを示し、その実現のために、社会に開かれた教育課程を編成し、魅力ある学校づくりに取り組んでいる。	
	情報の収集と課題等の把握	○学校の実態（児童生徒の学習・生活、保護者・地域からの期待、地域社会の環境等）に関する情報を広く収集し、学校経営に関する課題等を把握している。
	ビジョンの構築と共有	○社会の動向や国、県、市町の教育施策及び地域の期待や児童生徒の実態を踏まえ、学校経営のビジョン（例：グランドデザイン、経営計画等）を構築し、校内外（全ての教職員、児童生徒、保護者、及び地域等）と共有している。
	必要な諸資源の把握とその活用	○教育内容や時間を適切に配分し、地域の教育力をカリキュラムに取り入れた魅力ある教育活動を計画的に推進している。 ○必要な人的・物的な資源を活用するために、地域や他機関と渉外・調整を行っている。
	ビジョンの評価・点検及び改善	○学校全体でPDCAサイクルを確立して教育活動に取り組み、ビジョンの改善を図っている。
管理運営力	児童生徒の実態や個々の教職員の状況を把握しながら、校務分掌等の組織をチームとして編成し、教育活動が計画的・効果的に行われるようにしている。	
	学校運営体制の確立	○チーム学校としての考え方を踏まえ、学校業務の合理化、外部機関との連携・外部人材の活用を図る等、教育活動が計画的・効果的に行われる体制を構築している。
	危機管理体制の確立	○幅広い危機管理の認識の下、児童生徒と教職員が、安全・安心な環境の中で教育活動に取り組めるように、現状を分析し、その後の予測を立てた上で、適切に判断を下している。 ○教職員と児童生徒が、「命を守る教育」や危機管理を意識した組織的な活動を推進できるような体制を構築している。
	事務管理	○施設・設備の管理、会計処理、事務手続き等、学校事務に関して適切に指導をしている。
	教職員の勤務・サービスの管理・監督	○教職員の勤務状況及び健康状態等を的確に把握し、適切な服務監督と人事管理に努めている。
人材育成力	教職員が互いに協力しながら教職員としての資質向上を支援するための体制づくり、環境づくり、人づくりを行っている。	
	教育活動活性化への体制づくり	○より質の高い教育活動を実現するために、教職員が意欲的に新たな指導方法等を学び続けることができる体制を構築している。
	働きやすい職場環境づくり	○教職員の間、公正、公平の姿勢・態度、信頼・協働の関係が定着するような環境をつくっている。
	各教職員に対する理解・支援・育成	○教職員一人一人の資質能力やキャリア形成等を的確に把握し、指導・助言をしている。 ○教職員のキャリアステージを考慮し、校内での適材適所の人材配置をしている。

“ふじのくに”の未来を担う「有徳の人」を育むために、学び続ける教員の育成を目指す
 静岡県教員育成指標（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等）

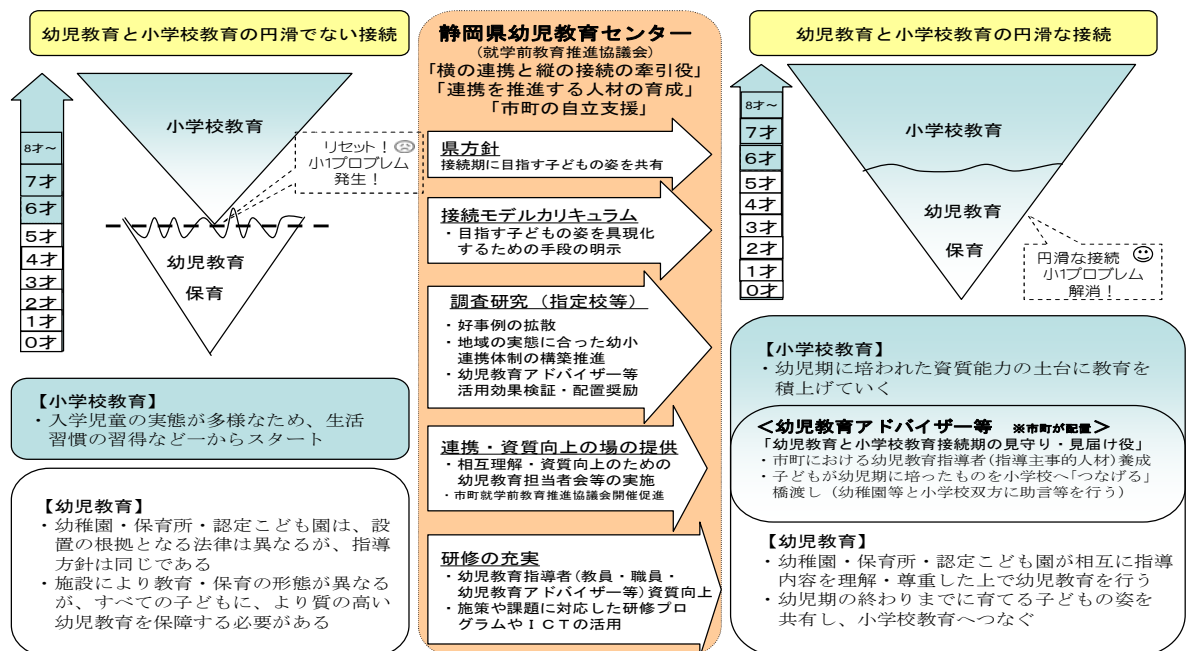
キャリア ステージ 資質 能力	採用時	基礎・向上期	充実・発展期	深化・熟練期
		○教育に対する真摯な姿勢を持つとともに、求められる資質能力の基盤を形成しようとする。	○他者との関わりや仕事上の経験を経て、教員としての資質能力の向上を目指す。 ○様々な学校の異動を経験する中で、視野を広げる。	基礎・向上期に身に付けた力に加え、 ○自らの立場や役割を自覚して学校運営に参画し、ミドルリーダーとしての資質能力の向上を目指す。 ○教員としての幅をさらに広げ、自己の強みを確かなものにする。
キャリアステージに応じて、実践・省察・改善を繰り返しながら、必要な資質や能力を身に付ける				
教育的素養	教職人生を通して、教育者として求められる使命感、倫理観、教育に対する誇り、教育的愛情の維持・向上を図っている。			
総合的人間力	教職人生を通して真摯に学び続ける姿勢を持ち、地域社会との関わりの中で豊かな人間性の向上を図っている。また、「有徳の人」づくりを担う一人として、常に児童生徒の模範となるよう行動している。			
授業力 授業づくりに関わる力 ○教科領域専門性 ○児童生徒の実態把握 ○授業構想・授業展開 ○個に応じた指導 ○評価・改善 など	学習指導要領の趣旨を踏まえ、指導内容や指導方法について理解し、実践しようとしている。	児童生徒の実態把握や実態に即した目標設定、教材研究、評価、学習環境の整備などを行っている。 主体的・対話的で深い学びを実現する授業や、幼小中高の学びの継続性及び教科横断的な視点を持った授業を計画し、実践・評価・改善している。また、各教科等と地域の人的・物的資源をつなげ、学習の成果を高める授業構想、授業展開を行っている。	自己の専門性を高めるために得意分野の伸長を図るとともに、同僚に対する指導・助言を行っている。 主体的・対話的で深い学びを実現する授業や、幼小中高の学びの継続性及び教科横断的な視点を持った授業について、実践を深め、同僚に対する指導・助言を行っている。また、各教科等と地域の人的・物的資源を有効に活用し、高い学習効果を上げる授業構想、授業展開を推進している。	授業力向上のための体制づくりに参画するとともに、自己の確かな実践に基づき、的確な指導・助言を行っている。 学校・家庭・地域の実態・特性等を踏まえ、児童生徒の資質能力を伸ばすために必要な指導計画策定とその実践をリードし、効果を上げている。
生徒指導力 児童生徒理解を深め、健やかな成長を支援する力 ○児童生徒理解 ○生徒指導 ○学級経営 ○人権教育 ○キャリア教育 ○特別支援教育 など	児童生徒の発達等に関する知識を得ることや、多様な児童生徒と接する経験を持つことなどを通して、児童生徒理解に努めている。	児童生徒一人一人に寄り添い、発達段階に即して好ましい人間関係をつくれるよう支援している。 保護者等との信頼関係を基盤にした連携や協働を行うとともに、個に応じた指導に取り組んでいる。 特別支援教育の対象となる児童生徒一人一人に応じた指導計画を作成するとともに、合理的配慮を踏まえた的確な指導を行っている。	児童生徒一人一人を取り巻く環境を的確に捉え、理解を深めるとともに、よりよい集団づくりを促進している。 外部機関と連携し、組織的に生徒指導に取り組んでいる。 特別支援教育に関わる専門性を高めるとともに、自らの実践を通して、経験の浅い教職員の指導・助言を行っている。	児童生徒一人一人について、教職員相互の理解・支援を促進するために組織に働き掛け生徒指導機能の充実を図っている。 外部機関と連携した生徒指導に主体的に取り組み、組織的な生徒指導を推進し、指導・助言を行っている。 児童生徒の社会的自立を目指す特別支援教育について、組織的に教育活動の改善を図っている。
教育業務遂行力 授業力、生徒指導力以外の専門的な力 ○様々な教育課題（グローバル教育、ICT、効率的な事務処理等）への対応 ○管理（危機管理、保健管理、栄養・衛生管理） など	教員の仕事の全体像を把握し、教育に携わる者として、社会の変化や様々な教育課題等について関心と知識を持っている。	様々な教育課題に対応するために必要な知識・技能を習得し、実践している。 安全に配慮した環境の整備をするとともに、危険を察知した際の報告・連絡・相談、事故等への対応、再発防止の実施が、迅速にできている。	様々な教育課題に対して協働して改善・解決するとともに、同僚への指導・助言を行っている。 危険を予測した未然防止の取組、事故等への適切な対応、事後の検証と再発防止が、同僚と協働して組織的にできている。	様々な教育課題に対して模範となる実践を行うとともに、魅力ある学校づくりを推進している。 危険の未然防止や事故等の再発防止のための体制整備を組織的に推進するとともに、適切な指導・助言を行っている。
組織運営力 組織目標を達成するために必要な力 ○対話・協働 ○課題解決 ○コミュニケーション ○人材育成 など	組織の一員としての自覚と責任、自ら進んで課題を発見し解決しようとする姿勢、コミュニケーション力を身に付けている。	組織の一員として、学校経営計画の実現を意識し、自らの役割に課せられた責任を果たすとともに、組織運営について先輩教員から学ぶことができている。	学校経営計画の実現のための取組を、ミドルリーダーとして同僚に働き掛けて協働的に進めるとともに、多様な意見を尊重して組織的な学校改善を推進している。	学校運営上の課題を分析し、その解決のために ○指導的な立場として、積極的に学校運営に参画している。 ○学校運営をリードする立場として、協働できる組織体制の構築を推進している。

(3) 乳幼児期の教育・保育の充実

■現状と課題

- ・乳幼児期の教育・保育の充実は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、その後の学びと資質・能力の向上に寄与するものであり非常に重要です。
- ・本県においても、知事部局と教育委員会が一体となった幼児教育推進体制の充実や関係機関との一層の連携の推進等を目的として、平成 28 年度に義務教育課内に静岡県幼児教育センターを設置し、様々な取組を推進しているところです。
- ・今後は、関係機関と連携し、乳幼児期の教育・保育の一層の充実を図るとともに、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等の各種研修を通じて、教員等の資質向上を図ることが求められています。

県幼児教育センターの主な機能



■目標指標

指標名	現状値 (H29)	目標値 (H33)	
幼児教育アドバイザー等、乳幼児の教育・保育の充実に向けて指導的立場にある職員を配置している市町数	9 市町	20 市町	総

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 遊びや生活の中で、身の回りのひと・もの・ことに興味を持って働きかけ、よさや美しさ、不思議さなどに気付いたり、できるようになったことを生かしているいろいろな方法を工夫したりできる乳幼児を育てるための、質の高い教育・保育を目指します。

主な取組

- 遊び等を通じた子供同士の体験活動の充実
- 乳幼児の教育・保育の充実に向けた指導的立場にある職員の配置促進
- 特別支援教育や道徳教育等に関する様々な研修の充実
[担当：義務教育課、特別支援教育課]

イ 県民の多様な教育ニーズに幅広く応えるため、地域性、独自性を生かした魅力ある幼稚園、保育所、認定こども園づくりを支援します。

主な取組

- 地域の実情に合った子育て支援の推進・預かり保育及び延長保育の推進に対する支援
- 乳幼児の教育・保育を支援する研修拠点機能の設置・充実
- 認定こども園の整備促進への支援
- 乳幼児の教育・保育に関する情報発信の促進
[担当：私学振興課、こども未来課、義務教育課]

ウ 教員や保育士等の資質向上等、幼稚園、保育所、認定こども園等の乳幼児に対する教育・保育条件の維持・向上のための取組を支援します。

主な取組

- 幼稚園、保育所、認定こども園等の教職員研修の充実
- 幼児教育専門員等の幼稚園、保育所、認定こども園、市町教育委員会等への派遣
- 研修等への助成による支援
- 私立幼稚園経常費助成による支援
[担当：私学振興課、こども未来課、義務教育課]

エ 小1プロブレム¹⁴への対応など、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向け、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教員の指導力向上に向けた取組と交流を促進します。

主な取組

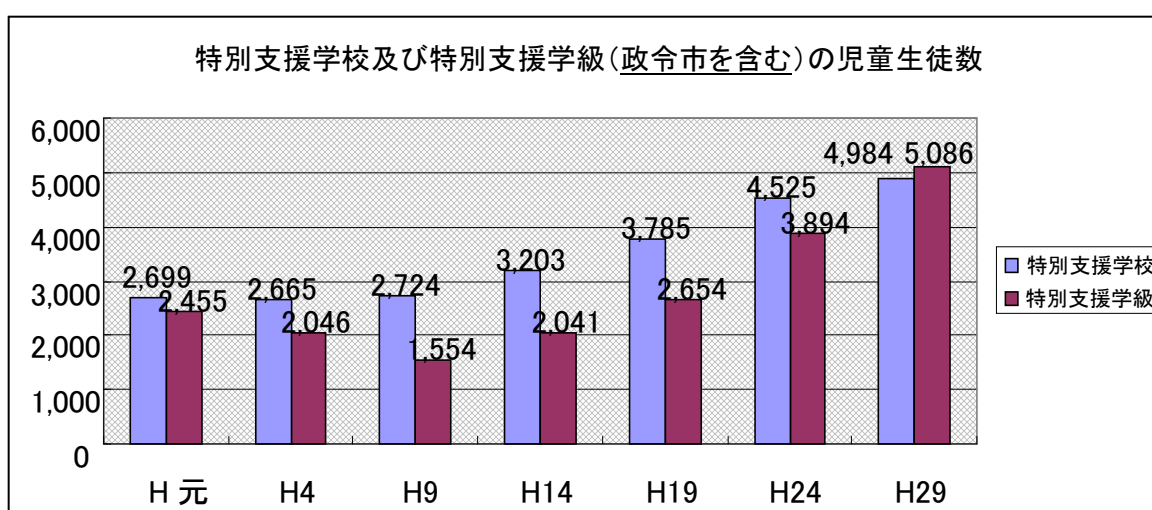
- 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等教職員の資質向上のための連携強化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との交流活動等の推進
- 乳幼児の教育・保育を支援する研修拠点機能の設置・充実（再掲）
- 異校種間の情報共有と研修の充実
- 静岡県版接続モデルカリキュラム（試案）の作成・提示
[担当：私学振興課、こども未来課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課]

¹⁴ 小学校に入学したばかりの1年生が、小学校生活になじめずに授業中に騒いだり、動き回ったりする状態のことです。

(4) 特別支援教育の充実

■現状と課題

- ・近年、特別な支援を必要とする児童生徒は増加しており、障害の重度・重複化、多様化にも対応したきめ細やかな施策の推進が必要になっています。
- ・一方、特別支援教育の理念が広まり、義務教育段階を中心として「個別の指導計画」の作成や校内研修の取組等の特別支援教育の体制が整備されてきました。
- ・また、学校種や地域により取組状況に差はありますが、共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進が順調に進捗しています。
- ・今後は、地域や学校の実情に合った特別支援教育に係る研修を実施することにより、全ての学校の教職員の専門性の向上を図り、相互に人格と個性を尊重し合い、多様性を認め合う共生社会の実現に寄与できる人材の育成が求められています。



■目標指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H33)	
特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別の指導計画を作成している学校の割合	幼 81.5%	幼 90%	総 務
	小 93.4%	小 95%	
	中 91.3%	中 95%	
	高 55.4%	高 80%	

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 障害のある幼児、児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人一人の教育的ニーズに対応した指導と支援の充実を図ります。

主な取組

- 特別支援教育コーディネーターを核とする校内支援体制の整備
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画等の作成・活用
- 医療的ケア対象の児童生徒が在籍する学校への看護師の配置の推進

- 多様化、重度化する児童生徒の指導に対応する専門性向上に向けた研修の充実
- 学校間や就学前から就労まで視野に入れた引継ぎ・連携の推進
- 系統性のある職業教育充実のための地域や関係機関との連携強化
- 地域自立支援協議会¹⁵等との連携
- 特別支援学校生徒の現場実習・職場体験の受入れ場所の拡大
- 「障害者働く幸せ創出センター」¹⁶との連携による就労支援の推進
- 児童生徒の実態に合ったICT機器等の整備

[担当：障害者政策課、教育政策課情報化推進室、特別支援教育課]

イ 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習等、社会性や豊かな人間性を育む「共生・共育」を推進します。

主な取組

- 幼児児童生徒の異校種間での計画的・組織的な交流及び共同学習の実施
- 交流籍を活用した交流及び共同学習の推進
- 特別支援学校分校と併置している高等学校等との交流促進

[担当：義務教育課、高校教育課、特別支援教育課]

ウ LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、自閉症等、様々な障害のある児童生徒を支援します。

主な取組

- 学習障害等に対応した通級指導教室¹⁷の充実
- 高等学校における通級による指導の制度化に対応した取組の推進
- 障害のある児童生徒をサポートする支援員・学校支援心理アドバイザー¹⁸の配置
- 発達障害等のある生徒に対する高等学校段階での支援・教育の在り方の検討
- 高等学校における発達障害のある生徒に対する支援の在り方についての理解と啓発
- 発達障害の理解と対応のための教職員の研修の実施
- 特別な支援を必要とする児童生徒支援のための小・中学校への非常勤講師の適切な配置

[担当：私学振興課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

¹⁵ 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に係るシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町が共同又は単独で設置するものです。相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者等で構成され、地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議等を行います。

¹⁶ 障害のある人が一般企業や障害者就労施設等で就労するかを問わず、働くことを総合的に支援する目的で平成22年5月に県が静岡市葵区呉服町に開設した拠点施設のことです。

¹⁷ 小・中学校の通常の学級に在籍して授業を受けている児童生徒の内、障害により特別な配慮や対応が必要な児童生徒が一定時間、特別な指導を受けられることができる教室のことです。

¹⁸ 県立高等学校において、教職員に対し、特別な教育的支援を必要とする生徒の支援に関する指導や助言を行う人のことです。

エ 特別支援学校の受入体制を整備するとともに地域のセンター的機能を高め、医療機関や福祉施設との連携を含めて、地域の支援システム¹⁹構築に向けた取組を推進します。

主な取組

- 「静岡県立特別支援学校施設整備計画(仮称)」に基づく特別支援学校の施設狭隘化^あ解消
- 児童生徒の通学負担の軽減
- 施設の老朽化や障害の重度・重複化及び多様化に対応できる教育環境の整備
- 地域の支援システムの構築への協力
- 小・中学校、高等学校、特別支援学校のネットワーク機能の強化
[担当：財務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課]

事例紹介⑦「特別支援学校の取組」

県教育委員会では、「共生・共育」を推進するため、平成11年度から小学校及び高等学校の教室等を活用した特別支援学校分校の整備を進め、現在、小中学部分校が2校、高等部分校が10校の計12校を設置しています。

各分校では、「地域」や「共生社会」などをキーワードに、高等部の生徒による奉仕活動や事業所の協力を得た実習など、地域と連携した「共生・共育」を進めるため、地域の様々な活動に参加しています。



高等部の生徒による地域との交流活動の様子

分校の整備開始から20年近くが経過し、分校を併置している学校からは「障害のある子もない子も日常にかかわり合う学校生活を送ったことが卒業後の進路や生活に生きた」などという声が聞かれ、その効果が実感されています。

分校名	学部	開校(移転)年度	設置(移転)校
東部特別支援学校伊東分校	小中	平成11年度	伊東市立西小学校
東部特別支援学校伊豆高原分校	高	平成14年度	伊東高等学校城ヶ崎分校
静岡北特別支援学校南の丘分校	高	平成16(25)年度	静岡南(駿河総合)高等学校
掛川特別支援学校御前崎分校	高	平成18年度	池新田高等学校
東部特別支援学校伊豆下田分校	小中	平成20年度	下田市立下田小学校
沼津特別支援学校伊豆田方分校	高	平成21年度	田方農業高等学校
袋井特別支援学校磐田見付分校	高	平成22年度	磐田北高等学校
東部特別支援学校伊豆松崎分校	高	平成23年度	松崎高等学校
富士特別支援学校富士宮分校	高	平成23年度	富士宮北高等学校
浜松特別支援学校城北分校	高	平成23年度	浜松城北工業高等学校
沼津特別支援学校愛鷹分校	高	平成25年度	沼津城北高等学校
藤枝特別支援学校焼津分校	高	平成25年度	焼津水産高等学校

¹⁹ 市町における障害のある子供の関係機関が連携して総合的な視点で支援を行う仕組みです。

(5) 学校における健康教育の推進

■現状と課題

- ・栄養バランスのよい朝食をとれている子供が半数以下となっているなど、現代的な健康課題等に対応するため、食育の推進や児童生徒の体力の向上等を通じて、心身の健康の保持増進を図る必要があります。
- ・また、「小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲²⁰の促進に関する条例」に基づき、学校給食での地場産物の積極的な活用等を通じ、健やかでたくましい心身の育成を推進しています。
- ・食は健やかな心身の土台となることから、今後は地域や家庭と連携した食に関する指導の充実を図るとともに、学校体育や部活動等を通じた児童生徒の体力の向上にも取り組んでいくことが必要となっています。

■目標指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H33)	
栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児児童生徒の割合	幼 35.5%	幼 50%	
	小 52.0%	小 55%	
	中 45.3%	中 50%	
	高 32.0%	高 50%	
児童生徒の静岡茶愛飲に取り組んでいる市町の数	23 市町	35 市町	総

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 健やかな心身の土台づくりとなる食に関する指導の充実を図るため、学校給食での地場産物の積極的な活用を図るとともに、「小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例」の公布を受け、小・中学校において、静岡茶を飲む機会及び食育の機会を確保できる環境の整備を推進します。

主な取組

○児童生徒への静岡茶愛飲の取組推進

- 学校給食の地場産物導入を進める体制づくり
- 食に関するメニューコンクールの実施
- 栄養教諭・学校栄養職員に対する食育に関する研修会等の実施
- 栄養教諭の配置の促進
- 学校・共同調理場への指導訪問

²⁰ 静岡茶を飲む機会を確保することにより、児童生徒の健全な心と体を培うことなどを目的とした「小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例」において、「静岡茶を愛し、毎日の習慣として静岡茶を飲むこととされています。

○ふじのくに多彩な和の食文化の推進(再掲)

[担当：地域農業課、義務教育課、特別支援教育課、健康体育課、お茶振興課]

イ 児童生徒の現代的な健康課題に適切な対応ができるよう、各地区で養護教諭の育成を進めるとともに、組織的・計画的に健康教育を推進するための支援体制の充実を図ります。

主な取組

○児童生徒の健康管理、保健指導、健康相談などの学校保健の充実

○養護教諭の育成と支援体制の充実

○学校の実態に応じた養護教諭の配置

[担当：義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、健康体育課]

ウ 子供の体力の向上を目指し、新体力テストや「体力アップコンテストしずおか」の取組の充実及び指導者の資質向上を進めるとともに、地域や競技団体等と連携し、外部指導者の活用を促進するなど、学校体育や運動部活動の充実を図ります。

主な取組

○学校体育指導者講習会等の実施

○「新体力テスト」・「体力アップコンテストしずおか」の実施

○「新体力テスト」の結果に基づく体力向上のための取組の促進

○**運動部活動ガイドラインに即した適切な部活動運営**

○しずおか型部活動の推進と検証（再掲）

○スポーツ人材バンクの活用促進（再掲）

○部活動指導員や外部指導者の導入促進（再掲）

○運動部の指導者養成及び選手強化による運動部活動強化の推進（再掲）

○大学等との連携による部活動支援ボランティアの推進（再掲）

○全国トップを目指す運動部活動への支援（再掲）

○平成30年度本県開催の全国高校総体に向けたスポーツ活動、運動部活動、高校生活動等の推進（再掲）

○**学校と地域が連携したスポーツクラブの推進（再掲）**

[担当：健康体育課、総合教育センター]

エ 薬物乱用防止に対する理解と認識を高め、薬物乱用を未然に防止するため、関係機関、関係団体と連携し、薬物乱用防止教育の充実を図ります。

主な取組

○全ての小学校・中学校・高等学校及び大学等における薬学講座等の開催

○児童生徒の保健指導における薬物乱用防止の啓発

[担当：薬事課、健康体育課]

事例紹介⑧「児童生徒への静岡茶愛飲の推進」

静岡県の特産品であるお茶を通じた食育の推進を図るため、お茶を提供していない小・中学校の児童生徒への静岡茶の提供と、全校を対象にした静岡茶による食育の機会を確保する事業を実施しています。

小・中学校でお茶を提供している学校は、平成28年度は806校のうち287校でしたが、平成29年度には約530校となりました。

児童生徒が静岡茶に愛着をもてるように、市町において本事業を活用した様々な取組が行われています。

◆粉茶（スティック型）の利用【茶葉提供事業】

家庭で水筒にお湯を入れ、学校で粉茶を入れて飲む方法です。給茶機や給湯施設がない施設においても、子供たちが簡単にお茶を飲むことができます。また、スティックの包装には、茶業振興に貢献した偉人の写真とエピソードが入っているものもあり、お茶の歴史を学ぶ良い機会にもなっています。

その他の愛飲方法としては、給食室でやかんにお茶を淹れて提供する方法、給茶機やウォータージャグ（キーパー）を設置して、自由に飲めるようにする方法などがあります。

◆お茶の淹れ方教室の実施【食育体験活動事業】

お茶生産農家や日本茶インストラクター等の茶業関係者によるお茶の淹れ方教室を実施しています。お茶の淹れ方体験を通して、本物の味と香りを体験し、静岡茶の歴史や文化、お茶の機能について理解を深めます。

その他の食育体験活動事業には、製茶工場の見学、茶摘み体験、手もみ体験、お茶の栽培、茶道教室などがあります。



水筒を利用してお茶を飲む子どもたち



ジャグを利用してお茶を飲む子どもたち



やかんを利用してお茶を飲む子どもたち



急須を利用してお茶を飲む子どもたち

(6) 私立学校の教育の充実に向けた支援

■現状と課題

- ・私立学校は学校法人が設置し、それぞれ建学の精神に基づき学校運営がなされています。私立高等学校における特色化教育実施校の比率は、生徒指導カウンセラーや学校司書の配置等が進められ、平成27年度と比較し平成28年度の数値はわずかに増加しました。
- ・生徒や保護者の多様な教育ニーズに応えるため、引き続き、私立学校経常費助成において特別配分枠を設け、体験学習の実施等、特色のある取組を促します。

■目標指標

成果指標	現状値 (H28)	目標値 (H33)	
特色化教育実施校比率 (私立高等学校)	95.3%	100%	

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 県民の多様な教育ニーズに幅広く応えられるよう私立学校が自主性・独自性を生かして行う魅力ある学校づくりを支援します。また、教員の資質向上等、私立学校の児童生徒に対する教育条件の維持・向上のための取組を支援するとともに、私立学校在学者の経済的負担の軽減を図ります。

主な取組

- 教員の教科指導力・生活指導力等の向上のための教員研修の支援
 - JET プログラムを活用した外国語教育の充実に向けた支援
 - 私立学校経常費助成による支援
 - 高等学校等就学支援金の支給
 - 奨学のための給付金の支給
 - 授業料減免を行った高等学校への助成
- [担当：私学振興課]

イ 本県の子供に対する教育を総合的に行う観点から、私立学校の自主性・独自性に配慮しつつ公立学校と私立学校の連携を一層推進します。

主な取組

- 静岡県立公私立高等学校協議会の開催
 - 児童生徒の安全・安心及び生徒指導面での対応など学校現場における課題解決のための情報の共有や施策の検討
 - 教員の合同研修の促進
- [担当：私学振興課、義務教育課、高校教育課]

第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

1 グローバル人材の育成

国際的視野を持ちグローバルに活躍できる人材の育成を目指し、静岡県や自身の住んでいる地域を愛し、その魅力を的確に伝えることができるコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力、外国の文化や歴史等を理解し受け入れることができる姿勢等を育むとともに、外国語教育や外国人児童生徒等への教育の充実に取り組めます。

(1) 海外留学等の相互交流の促進

■現状と課題

- ・グローバル化が急速に進展する中、高校生をはじめとする若者が海外留学や研修等による海外渡航等を通じて、「世界に目を向けながら地域社会の発展に貢献できる姿勢」を培うとともに、教職員においても海外での研修等を通じて指導力や専門性の向上を図ることが求められています。
- ・本県では、平成28年4月に「ふじのくにグローバル人材育成基金」を創設し、高校生の海外留学や海外インターンシップ、教職員の海外研修等を継続的に支援しているところですが、今後はますますグローバル化等が進むことが予想され、さらなる支援の充実が必要となっています。

■目標指標

指標名	現状値 (H28)	目標値	
ふじのくにグローバル人材育成基金による海外派遣者数	93人	(H28～32 累計) 900人	総 数
外国人留学生数	2,373人	(H33) 3,500人	総 数

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 総合的な留学生支援を促進するため、留学生のリクルートから、就職時・帰国後のフォローまでの一貫した支援を実施します。

また、世界に目を向けながら地域社会の発展に貢献できる人材を育成するため、「ふじのくにグローバル人材育成基金」を活用した高校生や教職員の海外派遣を促進します。

主な取組

- 県内大学への留学生の受入促進
- 大学生の海外への留学促進
- 「ふじのくにグローバル人材育成基金」を活用した人材育成

- 高校生・大学生等に向けた海外留学応援フェアの開催
- 高校生の海外インターンシップ、グローバルハイスクール、ものづくり等世界大会への参加などの留学支援
- 県内大学との連携による留学の実施
[担当：大学課、教育政策課、高校教育課]

イ 多文化共生に向けた国際理解に係る教育を推進するため、教職員や青年、学生等の海外研修や相互交流を推進します。

主な取組

- モンゴル国(ドルノゴビ県を含む)との高校生相互交流
- 中国浙江省との学校間交流
- 富士山静岡空港を利用した海外教育旅行の促進
- 日中青年リーダーの交流推進
- 中国浙江省との短期留学生交流
- 中国浙江省への中国語研修生(民間対象)の派遣
- 訪日教育旅行等を通じた台湾との交流
- 国際協力ボランティア¹⁵への参加促進
- 教員の青年海外協力隊・日系社会青年ボランティアへの参加奨励
- 外国人住民と日本人住民の多文化共生社会の構築に向けた意識啓発
[担当：地域外交課、多文化共生課、大学課、空港利用促進課、教育政策課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課]

事例紹介⑨「ふじのくにグローバル人材育成基金」

県教育委員会では、国際的な幅広い視野を有する人材の育成を目的とする「ふじのくにグローバル人材育成基金」を平成28年4月に創設し、この基金を活用して高校生の海外留学や海外インターンシップ、教職員の海外研修等を支援しています。

『国際感覚豊かな人材の育成』を目指した、高校生・教職員の語学研修や海外での専門分野の課題研究等に加え、『「ものづくり県」の次代を担う人材の育成』を目的とした、高校生の海外工場における就労体験や国際レベルのものづくり技能・技術競技会への参加支援に取り組んでいます。

今後は、この取組を未来に繋げ、さらなる充実を図るため、産業界や県民の皆様の御支援をいただきながら、社会総がかりの体制で取り組んでいきます。



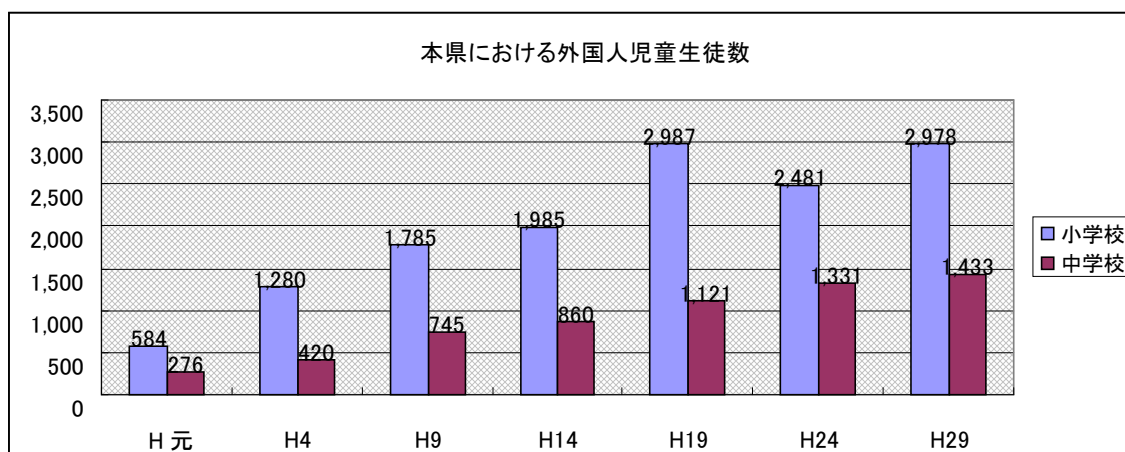
「グローバル人材育成基金」
広報チラシ

¹⁵ 主に、(独)国際協力機構(JICA)が行うODA(政府開発援助)の一つで、20歳~39歳までの青年などを、開発途上国に派遣するボランティア活動です。

(2) 外国語教育・外国人児童生徒等への教育の充実

■現状と課題

- ・我が国が世界の一員として積極的な役割を果たしていくためには、郷土を愛するとともに、多様性を理解し、豊かな国際感覚とコミュニケーション能力を身に付けた国際社会に貢献できるグローバル人材の育成が必要です。
- ・また、本県における外国人児童生徒数は平成28年度には減少したものの、年々増加傾向にあります。
- ・小・中学校においては、学習指導要領の改訂（平成29年3月告示）により外国語教育が充実されたところであり、国籍が異なる人々が共に支えあい、共に学びあう教育に積極的に取り組むとともに、外国人児童生徒等に対する支援の充実を図ることの必要性が高まっています。
- ・高等学校においても、学習指導要領の改訂への対応を図り、英語4技能（読む・書く・話す・聞く）を育成することが求められています。



■目標指標

指標名	現状値	目標値 (H33)	
外国人児童生徒等に対して、必要な支援が実現できている学校の割合	(H28)		
	小 68.9%	小 75%	
	中 67.2%	中 75%	
	高 88.9%	高 90%	
	特 90.0%	特 95%	

■施策の内容

ア 国際社会において、自らの意思を的確に表現し、コミュニケーション能力を育成するために、小学校における英語教科化への対応など外国語教育の充実を図ります。

主な取組

- 外国語教育や国際理解教育の充実
- 小学校における外国語教育推進リーダーに対する研修等の充実
- 外国語指導助手の活用(再掲)
[担当：義務教育課、高校教育課]

イ 外国人児童生徒等に対する日本語学習を支援するため、外国人児童生徒相談員等の任用・派遣を行うとともに、指導担当教員の研修の充実を図ります。また、市町における初期指導¹⁶体制整備を支援します。

主な取組

- 外国人児童生徒の学びや就学への支援
- 外国人児童生徒相談員の派遣による市町指導担当者等への助言・援助
- 外国人児童生徒等担当教員等の研修会の充実
- 市町教育委員会担当指導主事等対象の連絡協議会の実施
- 外国人児童生徒相談員・外国人児童生徒スーパーバイザー・日本語支援コーディネーターの任用
- 初期日本語指導カリキュラムの活用
- 「外国人の子ども教育支援基金」事業による日本語学習者の支援
- DLA(外国人児童生徒のための対話型アセスメント)に関する情報交換の推進
[担当：多文化共生課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課]

事例紹介⑩「外国語活動・外国語科の授業を通じた小・中・高の連携」

学習指導要領の改訂に伴う小学校中学年への外国語活動の導入を見据え、平成28・29年度、藤枝地区と東伊豆町稲取地区の小・中・高等学校8校が「静岡県英語指導力向上事業」の研修協力校として、大学教授等の指導助言を受けながら、日々の授業改善に取り組みました。小・中・高の外国語担当教員が一堂に会し、目指す児童生徒像を共有するとともに、学びの連続性を意識したCAN-DOリストの形で学習到達目標を設定することで、各学校段階で身に付けたい力を共通理解することができました。

参加者からは「異校種の授業を参観したり、異校種の先生方と事後協議を行ったりすることで、新たな気づきが多く大変貴重な機会となった」という声が多く聞かれ、今後、県内各地区で本研究を踏まえた取組が行われ、小・中・高の連携が進むことが期待されます。



藤枝地区連携推進会議の様子

¹⁶ 外国人児童生徒等に対する支援を系統的に行うための、就学前の子供や編入学児童生徒を対象にした日本語指導や学校への適応指導のことです。

2 イノベーションを牽引する人材の育成

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出す創造性を備え、多様な価値観を理解し、既存の様々な枠を超えて活躍できるイノベーションを牽引する人材を育成します。

(1) 科学技術の発展を担う人材の育成

■現状と課題

- ・人口減少・少子高齢化が急速に進む中で、我が国が成長を続け、新たな価値を創出していくためには、科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・確保が重要です。
- ・初等中等教育段階においては、幅広い視野と創造性を育む教育を推進するとともに、特に理数分野に対する児童生徒の関心を高め、専門性の醸成を図ることが求められています。
- ・そのため、先進的な理数教育に触れる機会の提供や児童生徒等が相互に研鑽する場を充実させる必要があります。

■目標指標

指標名	現状値(H29)	目標値
科学の甲子園静岡県予選への出場者数	258人	(H30～33累計) 1,400人

■施策の内容

ア 科学技術の発展を担う人材を育成するため、初等中等教育段階における理数科教育を推進し、特に小学校での専科指導体制を整え、科学技術に関する魅力ある授業づくりを推進します。

主な取組

- 小学校への理科専科指導教員の配置
- 理数教育の充実(再掲)
- 理数分野に関する各種コンクールへの中学生・高校生の出場への支援
- スーパーサイエンスハイスクール¹⁷等への支援の充実
- 科学の甲子園静岡県大会の開催
- 教職員等の専門研修の充実

[担当：義務教育課、高校教育課、総合教育センター]

¹⁷ 文部科学省が科学技術や理科・数学教育を重点的に行う高校を指定する制度で、平成29年度においては、全国203校が指定されている（本県の指定校は、清水東、浜松工業、静岡市立、静岡北の4校）。

イ 児童生徒一人一人の能力、適性、意欲、成長に応じた多様な学習機会を提供し、個々の才能や個性を社会全体で伸ばしていくために、専門的な知識や技能を有する民間人等の活用を図ります。

主な取組

- 特別教諭¹⁸等の外部人材の活用の拡大
- こころざし育成セミナーの実施(再掲)
- 「静岡どぼくらぶ」による官民連携した建設産業の社会的意義と魅力の発信
- 建設現場見学会、出前講座やインターンシップ受入れなど多様な学習機会の提供
- 教職員が建設産業について学び、体験する研修会の実施

[担当：建設業課、高校教育課]

ウ 県内企業の様々な分野において、ものづくりに関する優れた知識や技術を持つ若手技術者等に対する研修等の支援を行い、県内産業を支える人材を育成します。

主な取組

- 富士山麓医用機器開発エンジニア養成プログラムの開催支援(再掲)
- レーザーによるものづくり中核人材育成講座の開催支援(再掲)
- 総合食品学講座の開催支援(再掲)

[担当：新産業集積課]

事例紹介⑪「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」

文部科学省では、将来の国際的な科学技術人材を育成することを目指し、理数系教育に重点をおいて研究開発を行うSSH事業を平成14年度から実施しており、現在、全国で203校が指定校となっています。

県内の県立高校では、平成15年度に磐田南高校、16年度に清水東高校、25年度に浜松工業高校が指定校となり、清水東高校及び浜松工業高校の2校は

現在も継続指定されています。指定校に対しては、国庫から1校当たり年間900万円の研究費用が交付されます。

清水東高校は、「国際性を備えた人材、科学により社会に貢献できる人材、伝える力のある人材」等の育成を掲げ、アメリカの高校と科学授業を通じた国際交流を行う「SSH海外研修」や化学実験を英語で行う「化学を英語で！」等、特徴的な取組を行っています。

また、県教育委員会では、理数科設置校9校を「サイエンススクール」に指定し、SSH指定校の実践をモデルに、研究機関との連携及び小・中学生への科学教室の実施を支援しています。



「静岡科学館る・く・る」での体験実験

¹⁸ 専門的な知識や技能を有する民間人等に、授業や部活動において生徒の指導に当たってもらうため、教諭として招聘する制度によって採用された人です。

(2) 多様な個性を生かし、優れた才能を発揮する人材の育成

■現状と課題

- ・科学技術の発展や急速なグローバル化は、社会の在り方に劇的な変化をもたらしており、近い将来には、IoT (Internet of Things) や人工知能の進化等により、その変化はますます加速していることが想定されます。
- ・社会の在り方としては、一人一人が多様な個性や優れた才能を発揮し、新たな価値を創造したり、互いの強みを生かし合い、人が人としてより幸せに生きることのできる「多様性(ダイバーシティ)」に富んだ社会を築いていくことが重要です。
- ・我が国の学校教育、とりわけ義務教育はこれまで、全国津々浦々にまで高い水準の教育を普及し、国際的にも高く評価されてきました。
- ・一方で、教育再生実行会議第九次提言「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」では、卓越した資質を有していながら、これまでの教育で十分に力を伸ばし切れていない子供たちがいるのも事実であり、このような子供たちに、一人一人の状況に応じて、その力を最大限伸ばすために必要な教育を提供することが重要だとの指摘もあります。

■目標指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H28~32)	
高校生アカデミックチャレンジに参加した高校生数	130 人	(H30~33 累計) 700 人	総

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 高等学校と高等教育機関・企業等が連携した講座等の開催や社会の変化に対応した施設・設備の整備等を通じて、高校生が高度な学問の一端に触れたり、研究活動等を行ったりする機会の充実を図ります。

主な取組

- 高校生アカデミックチャレンジの推進
- 高大連携による研究体験等の推進
- 高等学校と大学との連携・接続の強化に向けた取組の促進
- 静岡大学「グローバルサイエンスキャンパス」への高校生の参加促進
- 産業教育施設・設備の整備充実
- 情報教育推進のためのICT機器の整備(再掲)

[担当：大学課、教育政策課情報化推進室、財務課、高校教育課]

イ 多様な価値観を認め合い、個性が長所として肯定され生かされる社会の実現に向けて、児童生徒のやる気を大切にして優れた能力を更に伸ばす教育や、リーダーシップを育てる教育を推進します。

主な取組

- 日本の次世代リーダー育成研修¹⁹の実施
- 国際数学・化学・生物・物理オリンピックへ出場する児童生徒の育成
- 科学の甲子園静岡県大会の開催(再掲)
- 国等に対する「飛び入学」制度導入の働き掛け
- 各種コンクール等への支援(囲碁将棋、そろばん、書道、未来の絵、科学の甲子園 Jr.、静岡科学館「るくる」との連携事業等)

[担当：大学課、義務教育課、高校教育課]

事例紹介¹²「コラムを作成する」

写真

¹⁹ 日本や世界を代表する学者や経済人を講師に招き、ディスカッションを積み重ねてリーダーとして必要な資質を養う「日本の次世代リーダー養成塾」に高校生を派遣する事業です。

3 高等教育機関の機能強化

公立大学法人への支援の充実のほか、大学間及び大学・地域連携の促進などにより、高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元を図るとともに、高等学校と大学との連携強化と新たな大学入試(2021年～)への対応に取り組みます。

(1) 公立大学法人への支援の充実

■現状と課題

- ・静岡県立大学、静岡文化芸術大学については、県が設定した中期目標の達成に向け、公立大学法人の自主的、自立的かつ効率的な大学運営を支援しています。
- ・グローバル化の進展や社会の要請に的確に対応するため、両大学には教育・研究機能の充実とその成果の地域還元をさらに進めていくことが求められています。

■目標指標

成果指標	現状値 (H28)	目標値 (H33)	
県内就職率の割合 (静岡県立大学・静岡文化芸術大学)	58.3%	65%	

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 県が設立した公立大学法人が運営する静岡県立大学、静岡文化芸術大学における教育・研究機能の充実を図るため、中期目標の策定や業務実績の評価などを通じて、公立大学法人の適正な業務運営を促進するとともに、公立大学法人への財政的支援等を行います。

また、地域産業や地方自治体と教育機関、教育機関同士の連携を推進し、両大学における教育・研究機能を充実させ、地域に貢献できる人材を育成します。

[主な取組]

- 公立大学法人の中期目標の策定及び業務実績の評価
- 公立大学法人における中期目標達成のための取組への支援
- 県大・文芸大における観光コース等の設置など教育・研究機能の充実のための取組への支援

[担当：大学課]

(2) 教育・研究成果の地域還元

■現状と課題

- ・ 高等教育機関の教育・研究機能の一層の充実を図るため、平成26年度に「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」が設立され、その機能・体制の強化・充実に対する支援、並びに共同公開講座の開催など大学間連携を促進する取組及び学術研究助成、ゼミ学生地域貢献推進事業など大学と地域との連携を推進する取組への支援を行っています。
- ・ 今後も、ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する学生による地域活動や地域資源等をテーマとした連携講座・単位互換共同授業・共同研究等の取組への支援を通じ、教育・研究成果の地域への還元を進める必要があります。

■目標指標

成果指標	現状値 (H27)	目標値 (H33)	
県内の高等教育機関が開催した公開講座・シンポジウムの回数	442件	500件	総

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■取組の内容

ア 県内大学の教育・研究力の向上や地域社会の発展への貢献、高度な学術研究の促進を図るため、大学間及び大学・地域間との連携組織であるふじのくに地域・大学コンソーシアムの運営を支援し、共同公開講座や中・高校生を対象とした講座の開催や学術研究助成など、教育・研究成果を地域に還元するとともに、本県ならではの新たな地域学の創設など他の地域にない「魅力あふれる学び」を展開します。また、優れた研究成果を発表する機会を創出するため、県内の大学等との協働による国際的な学術フォーラムを開催します。

主な取組

- 高等教育機関の教育・研究成果の地域への還元
- ふじのくに地域・大学コンソーシアムの運営の支援
- 学生による地域活動等の取組の支援
- 地域資源をテーマとした単位互換共同授業等への取組の支援
- 大学連携による地域課題の解決等を目的とした共同研究の支援
- 共同公開講座やシンポジウムの開催支援
- 国際的な学術フォーラムの開催

[担当：大学課、新産業集積課]



学生による地域活動支援

(3) 高大接続改革への対応

■現状と課題

- ・個々の持つ多様で優れた能力を十分に伸ばしていくため、高校生に対し、その能力や成長、意欲に応じて大学レベルの教育研究に触れる機会を提供することが重要であり、全国的に高等学校と大学の連携強化や大学への飛び入学等の取組が行われています。
- ・本県においては、「高校と大学の連携・接続のあり方検討委員会」において、高等学校と大学の連携・接続の促進に関する報告書(平成26年4月)が出されました。
- ・今後は、高い能力と強い意欲を持ち、大学レベルの教育研究に触れる機会を希望する高校生の多様で特色ある能力を効果的に伸ばすことができる教育環境を整えることに加え、新たな大学入学試験への対応を進めることも求められています。

■目標指標

成果指標	現状値	目標値 (H33)	
「大学等見学・体験」を学校全体又は特定の学年で計画的に実施した高等学校の割合	—	公立 85%	

■施策の内容

ア 高校生が大学の研究室で本格的な研究を体験したり、若手科学者との交流や先端施設の見学を行ったりするなど、国際的に活躍できる技術者や科学者の養成に向けた支援を実施します。

主な取組

- 高校生アカデミックチャレンジの推進(再掲)
- 高大連携事業の推進(再掲)
- 理数教育や職業教育等の一層の充実を図るための事業の実施(再掲)
[担当：大学課、高校教育課]

イ 平成32年度から始まる「大学入学共通テスト」への円滑な対応を支援します。

主な取組

- ネオアドバンススクール²⁰ 指定校事業による研究成果の普及・実践
- 大学入学共通テストなど新しい大学入学試験への対応
[担当：高校教育課]

²⁰ 各高等学校が生徒の実情に応じ、生徒の基礎学力定着や家庭学習時間の増加に向けた効果的な取組等について研究する事業です。各校が創意工夫した取組を検証することで、大学入学共通テストへの円滑な対応策を提示します。

ウ 早期に高等教育へ進む能力と意欲を持つ若者の優れた資質を伸ばすため、県内大学、高等学校、企業等に対し、「飛び入学」の導入に向けた働き掛けを行うとともに、大学等が「飛び入学」を実施しやすい環境づくりに取り組みます。

主な取組

- 高等学校と大学との連携・接続の強化に向けた取組の促進(再掲)
- ふじのくに地域・大学コンソーシアムの運営の支援(再掲)
- 国等に対する「飛び入学」制度導入の働き掛け(再掲)
[担当：大学課、高校教育課]

事例紹介⑬「大学コンソーシアム」の取組紹介

公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムでは、「富士山」や「お茶」など、県内の地域資源等に関するテーマで短期集中単位互換授業を実施し、地域に根ざした人材を育成しています。

また、テーマへの探究活動を通じて、学生の調査研究力やプレゼンテーション能力、異なる大学の学生や地域住民とのコミュニケーション力などの向上を図り、社会で活躍するための基礎力を育んでいます。

富士山をテーマとした単位互換授業では、2日間の野外実習と2日間の集中講義により、富士山の自然と人との関わりについて、火山学、植物学、考古学、歴史学、芸術文化、保護・保全などの多様な視点から総合的に学習します。

参加した学生からは「今まで知らなかった富士山のことを学び、調べてみたい事が増えた」等の声が聞かれ、富士山への興味関心を喚起し、地域への愛着が高まるなどの変化が見られました。



富士山での単位互換授業

第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現

1 新しい時代を展望した教育行政の推進

教育の政治的な中立性、継続性、安定性を確保しつつ、総合教育会議や教育に関する大綱の策定といった新たな仕組みを活用し、社会全体の意見を反映した教育行政を推進するとともに、県と市町、地域の連携・協力の下、教育行政上の課題解決と地域の特色を生かした教育に取り組めます。

(1) 社会全体の意見を反映した教育行政の推進

■現状と課題

- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年 4 月施行）以降、地域の実情や各学校のニーズに応じた施策がより一層求められており、本県教育の現状と課題を分析した上で、学識経験者や学校関係者など教育現場の生の声を聞き、教育行政に反映させる必要があります。
- ・今後も総合教育会議及び地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会を計画的に開催し、より社会全体の意見を反映した教育行政を推進します。

■目標指標

指標名	現状値(H29)	目標値 (H33)	
県総合教育会議及び地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会の開催回数	8回	8回	総 統

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 教育に関する大綱及び県教育振興基本計画の着実な推進を図るとともに、外部有識者の意見を踏まえつつ、総合教育会議において知事と教育委員会が連携し、社会総がかりで「有徳の人」づくりを推進します。

主な取組

- 総合教育会議の開催
- 地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会の開催
- 県教育振興基本計画推進本部及び県教育振興基本計画推進委員会の開催
- 人づくり地域懇談会の開催

[担当：総合教育課]

イ 教育委員会の議論を公開するとともに、教育行政の点検及び評価に学識経験者の知見を活用するなど、透明性の高い「開かれた教育委員会」を目指します。

主な取組

- 教育委員会定例会の会議録の原則公表
- 教育委員協議会の原則公開
- 学識経験者の知見を活用した教育行政の点検及び評価の実施
[担当：教育総務課、教育政策課]

ウ 教育委員会事務局と学校が連携し、知事部局行政職員も含めた教育事務職員の育成を図ります。

主な取組

- 教育委員会事務局と県立学校との連携強化
- 教育行政上の課題に対応できる政策形成能力の高い事務職員の育成
[担当：教育総務課]

エ 学校における教育活動や教育委員会の取組など、教育に関する情報を積極的に広報するとともに、移動教育委員会²¹等を実施し、教育行政に対する県民のニーズや課題等を把握する広聴事業の充実を図ります。

主な取組

- 「Eジャーナルしずおか」²²や教育委員会ホームページ等による情報発信
- 移動教育委員会等の実施
- 県の教育施策に関する意識アンケートの実施と活用
[担当：教育政策課]



県総合教育会議の様子

²¹ 教育長及び教育委員が学校をはじめとする教育活動の現場等を見学するとともに、保護者、教員、地域住民などの学校関係者や市町の教育委員と直接意見交換を行います。

²² 教育委員会広報紙で、学校の取組、教育委員会の施策等を紹介しています。様々な学びの場における取組についての情報を共有することで、本県の教育活動の一層の推進につなげることを目的としているものです。

(2) 市町の教育行政の課題などに対応した支援の充実

■現状と課題

- ・教育行政は、それぞれの地域の特色を活かし、県教育委員会と市町教育委員会の適切な役割分担の下、連携・協力しながら進められる必要があります。
- ・県教育委員会では、平成 23 年度から開始した市町教育委員会事務局訪問等を通じて、市町教育委員会からの課題聴取や情報共有等を進めているところですが、国の教育改革に伴い生じた新たな課題や地域の特色を生かした教育への対応など、市町教育委員会とより一層連携した教育行政の推進が求められています。

■目標指標

指標名	現状値	目標値 (H33)	
教育行政上の課題解決に向けて県との意見交換等を実施した市町教育委員会の数	35 市町	35 市町	

■施策の内容

ア 市町の教育行政における問題点等を整理するとともに、各市町が主体的かつ責任を持って多様な学校支援の取組を実施できるよう、地域の特色を生かした的確な対応や支援についての協議を深めるなど、市町教育委員会との連携を推進します。

[主な取組]

- 市町教育委員会事務局訪問等を通じた連携強化
- 地域の特色を生かした支援体制の整備
- 市町教育長会議の開催
- 公立小・中一貫校設置に向けた研究への支援
[担当：教育総務課、教育政策課、義務教育課、総合教育センター]

イ 市町が当該年度の教育行政基本方針に基づいた学校指導計画を作成し、独自又は近隣市町と連携した学校支援体制の下、主体的かつ責任を持って学校支援を実施できるよう、市町の自立を促進し、学校支援体制の充実を図ります。

主な取組

- 教育事務所地域支援課による市町の学校支援充実に向けた助言、指導の実施
- 賀茂地域教育振興基本方針の推進支援(再掲)
[担当：義務教育課、各教育事務所]

2 地域ぐるみの教育の推進

学校、家庭、地域、企業等の連携・協働による社会総がかりの教育に取り組むとともに、人生100年時代を見据え、生涯を通じた多様な学習ニーズへの適切な支援や子供たちの社会参画に向けた教育支援の充実などを図ります。

(1) 家庭における教育力の向上

■現状と課題

- ・懇談会や保護者会、家庭教育学級²³等で、家庭教育支援員²⁴による多様な支援活動が行われていますが、家庭教育支援員の継続的な養成やフォローアップ、家庭教育支援チームのコーディネート力の強化などが必要です。
- ・また、家庭教育支援員の連携と活動の場を広げ、誰もが支援活動に参加しやすい、ゆるやかな家庭教育支援チームの組織化を推進する必要があります。

■目標指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H33)	
幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校で家庭教育に関する交流会を実施した園・学校数	549 箇所	600 箇所	総

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 親としての学び、親となるための学びを支援するため、家庭教育ワークシートの活用促進、市町・幼稚園・保育所・認定こども園・学校・地域や関係部局の連携などを通じ、地域の特性に応じた家庭教育支援を推進します。

主な取組

- 家庭教育支援員の養成とフォローアップ
- 家庭教育支援チームの組織化の推進
- 家庭教育ワークシート「つながるシート」の活用促進
- 親学講座の開催促進
- 家庭教育支援情報サイト「つながるネット」による保護者等への情報発信
- 「人づくり地域懇談会」の開催(再掲)
- 地域で気軽に子育て家庭等が集える場の提供
- 「家庭の日」の普及啓発

²³ 子供の健全な成長をめざし、親（親になる前の者を含む）や保護者が、子育てに関する課題等について学ぶとともに、参加者が相互に交流することで、親の役割や家庭の在り方についての理解を深める機会です。

²⁴ 県家庭教育支援員養成研修会等で家庭教育支援の知識とスキルを学んだ地域人材で、家庭教育ワークシート「つながるシート」を活用した交流型の家庭教育講座等を開催し、親や保護者等に学びの機会を提供します。

○働く保護者への家庭教育支援の推進

[担当：総合教育課、こども未来課、社会教育課]

イ 健やかな体を育むための食育を支援するとともに、子供の豊かな心を育むため、家庭における親子読書を推進するなど、心身の調和のとれた人間形成の基礎づくりを推進します。

主な取組

- 学校における食育ガイドライン・「食に関する指導」学習指導案の活用
- 朝食摂取状況調査の実施
- 食育啓発リーフレット「朝ごはん食べていますか？」の配布・活用
- ふじのくにの食育の推進
- 食育教室等の開催を通じての、望ましい食習慣や豊かな人間性をもたらす「共食²⁵」の普及・啓発

○乳幼児期を中心とした親子読書の推進（再掲）

- 読書ガイドブック・ブックリストの作成・活用促進・改訂(再掲)

[担当：健康増進課、健康体育課、社会教育課]

ウ 地域社会における子育て支援活動の充実を図るため、子育て支援関係者の相互連携を促進するとともに、社会全体で子供や子育てを応援する気運の醸成や仕組みづくりに取り組みます。

主な取組

- しずおか子育て優待カード事業の推進
- 「ふじさんっこ応援隊」への参加促進・活動の充実
- 子ども読書アドバイザーの養成・活用・フォローアップ（再掲）

[担当：こども未来課、社会教育課]



「人づくり地域懇談会」の様子(富士市)

²⁵ 一人で食べるのではなく、家族や友人、職場の人や地域の人など、誰かと共に食事をする事です。

(2) 地域・企業等と学校の連携・協働の充実

■現状と課題

- ・昨今、学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校と地域が連携・協働し、地域の協力を得ながら、社会総がかりで子供の教育に取り組む必要があります。
- ・また、高等学校においては、技術革新等の社会の変化に対応するため、企業等の外部機関と連携した、より高度な教育活動を行うことも求められています。

■目標指標

指標名	現状値(H28)	目標値(H33)	
コミュニティ・スクール及び同等の機能を有する学校の割合	72.4%	80%	総

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 地域・家庭と学校の連携・協働を強化し、全ての学校区において地域学校協働本部の設置を促進し、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を中心に、地域全体で子供を育みながら、地域住民との繋がりを深め、学校を核とした地域づくりを活性化させます。

また、家庭等において主体的に学習に取り組む習慣を身に付けることができるよう、地域の教育力を活用した放課後等における学習支援を行います。

主な取組

- 地域学校協働本部の設置促進(再掲)
- 地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)の養成及びフォローアップ講座の実施(再掲)
- 「しずおか寺子屋」による放課後等学習支援の促進
- 地域と学校の連携・協働に関する研修の実施(再掲)
- 県民を対象とした学校支援講座の実施

[担当：義務教育課、社会教育課、総合教育センター]

イ 地域とともにある学校づくりを推進するため、本県の実態に合ったコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進します。さらに、地域再生、地域の教育力向上等、地域に根ざした学習の機会の充実を図ります。

主な取組

- コミュニティ・スクール研究協議会の開催及び研究成果の発信(再掲)
- 地域と学校の連携・協働に関する研修の実施(再掲)

[担当：義務教育課、総合教育センター]

ウ 地域の教育資源である芸術家、スポーツ指導者、教育関係者等の人材情報を市町や学校へ積極的に広報し、学校教育、社会教育の場における活用を推進します。

主な取組

- スポーツ人材バンクの活用促進(再掲)
- 地域学校協働本部による人材のネットワーク化の推進
- 特別教諭等の外部人材の活用の拡大(再掲)

[担当：高校教育課、健康体育課、社会教育課]

エ 地域の人々の参画を得て、様々な体験活動や、地域住民との交流活動等を提供することにより、子供が地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するとともに、放課後等に子供が安心して活動できる場の確保を図ります。

主な取組

- 放課後子供教室²⁶の設置促進
- 放課後児童クラブ²⁷の設置促進
- 放課後子供教室と放課後児童クラブとの連携の促進
- 通学合宿の推進
- 地域で気軽に子育て家庭等が集える場の提供(再掲)
- 地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)の養成及びフォローアップ講座の実施(再掲)
- 世代間交流による地域文化の伝承

[担当：こども未来課、長寿政策課、社会教育課]

オ NPOや企業等、様々な外部人材を活用した、連携・協働による学習活動や特別活動等の教育活動の充実を図ります。

主な取組

- 地域や産業界との連携強化の促進(再掲)
- 学校外の学習等における連携と運用の研究
- 体験活動の推進
- 「静岡県生涯学習情報発信システム(まなぼっと)」の充実
- 生涯学習推進フォーラムの開催

[担当：義務教育課、高校教育課、社会教育課、総合教育センター]

²⁶ 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子供の安心・安全な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子供とともに勉強やスポーツ、文化活動等を行う取組です。

²⁷ 保護者が昼間家庭等にいない、おおむね10歳未満の小学生に対し、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全育成を図る取組です。

カ 社会資本整備²⁸に係る協働の普及・啓発や、地域住民・企業等の多様な主体との連携・協働による地域づくりを推進します。

主な取組

- 地域づくり発表会²⁹の開催
- くるまざ会³⁰の開催
- 協働のひろば³¹による情報発信
- しずおか地域づくり協働ナビ³²による情報発信
- しずおかアダプトロードプログラム³³の推進
- リバーフレンドシップ制度の活用の促進
- 砂防サポートプログラム³⁴の推進
- ふじのくに美農里プロジェクト³⁵の推進
- 一社一村しずおか運動³⁶の推進
- しずおか棚田・里地くらぶ³⁷の活動推進



大学生等による学習支援
～「しずおか寺子屋」から～

〔担当：技術管理課、道路保全課、河川企画課、砂防課、農地整備課、農地保全課〕

事例紹介⑭ 地域の力で、子供たちの学習を支援「しずおか寺子屋」

「しずおか寺子屋」では、子供たちが主体的に学習に取り組む習慣を身に付けることができるよう、地域の教育力を活用した放課後等における学習支援を実施しています。

地域の公民館等を会場に、大学生や地域住民、元教員が参画し、子供たちが気軽に質問できる学習環境をつくり、学校と双方向の情報交換も行うことで、細やかな学習支援を実現しています。子供たちは自らの習熟度に応じた学習を進めることができるため、「授業や自学でわからなかった所を丁寧に教えてくださったので、苦手な所を克服するよい機会になった。」「気軽に質問できた。」等の感想をもっており、学習意欲の向上が伺われます。

今後、さらに取組が広がり、社会総がかりで子供を育む教育活動が推進されることが期待されています。

²⁸ 国や地方公共団体が公共事業によって、道路・港湾・上下水道・公営住宅・病院・学校など産業や生活の基盤となる社会資本を整備すること。

²⁹ 県民への普及・啓発、情報共有、協働ネットワークの形成を図るため、協働の事例発表及び交流会を開催します。

³⁰ 情報共有と信頼関係の構築を図るため、協働事例の紹介や現場訪問を通じた意見交換会を開催します。

³¹ 協働活動をサポートするため、協働事例の紹介などを行います。

³² 活動情報の周知や情報共有化を図るための県内の各種団体を紹介したデータベースです。

³³ 快適な道路空間を創出するため、地域の住民や企業などとの協働により道路の清掃や美化活動を行います。

³⁴ 砂防関係施設の適切な維持管理のため、地域の住民やボランティア団体との協働により砂防関係施設の美化・清掃活動や維持管理活動を行います。

³⁵ 農道や水路等の地域資源を多様な主体の参加により地域ぐるみで保全管理していく取組です。

³⁶ 農山村と企業等のパートナーシップによる農地を保全する活動です。

³⁷ 都市住民等の参加により棚田等の保全活動を行うボランティア組織です。

(3) 生涯学習を支援する教育環境の充実

■現状と課題

- ・学習ニーズの多様化・高度化への対応が求められる中、乳幼児期から高齢期まで生涯にわたって学び続けることができるよう適切な支援の充実を図る必要があります。
- ・また、社会教育のさらなる推進のため、社会教育関係施設の充実や社会教育関係指導者の養成も求められています。

■目標指標

指標名	現状値(H28)	目標値(H33)	
公民館及び生涯学習施設等で開催した講座・学級数	4,067回	4,100回	総

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 地域ぐるみの教育を推進するため、支援された人が支援する側になる循環型支援をめざし、人材の養成や養成した人材の質的向上を図るフォローアップ研修、活躍の場づくり等の取組を推進します。

主な取組

- 社会教育関係指導者養成の推進
- 青少年指導者級別認定事業の実施
- 公民館職員や社会教育主事等を対象とする研修の実施
- 地域と学校の連携・協働に関する研修の実施(再掲)
- PTA指導者研修会の支援・充実
- 地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)の養成及びフォローアップ講座の実施(再掲)
- 家庭教育支援員の養成とフォローアップ(再掲)
- 子ども読書アドバイザーの養成・活用・フォローアップ(再掲)
- ケータイ・スマホルールアドバイザーの養成、活用、フォローアップ
- 地域学校協働本部による人材のネットワーク化の推進(再掲)

[担当：社会教育課]

イ 生涯学習社会の実現に向け、生涯にわたって学び続ける意欲を高めるように、一人一人の学びの機会の充実を図ります。

主な取組

- ふじのくに地球環境史ミュージアムの館内講座やアウトリーチ活動の充実

- 歴史的公文書の公開機能の充実
- 「静岡県生涯学習情報発信システム(まなぼっと)」の充実(再掲)
- 生涯学習推進フォーラムの開催(再掲)

○公民館や生涯学習施設等を活用した講座の開催

[担当：法務文書課、文化政策課、社会教育課、総合教育センター]

ウ 青少年教育施設やスポーツ施設等の社会教育関係施設の利用を促進するとともに、安全・安心を基盤とした魅力あるプログラムの提供と効率的な管理・運営を図ります。

主な取組

- 社会教育関係施設の管理・運営
- 県立中央図書館の老朽化、狭隘化の解消(再掲)
- 県立青少年教育施設主催の魅力ある事業の推進
- 公民館や生涯学習施設等を活用した講座の開催(再掲)

[担当：文化政策課、スポーツ振興課、公園緑地課、社会教育課]

事例紹介⑮ 青少年教育施設での魅力ある体験プログラム

県教育委員会では、体験活動を通じた青少年の健全育成や社会教育の振興を図るため、青少年教育施設4所を設置し、それぞれの自然環境を活かした特長的な体験プログラムを提供しています。

港町に位置する焼津青少年の家では、カヌーによる海洋活動プログラムを提供しています。仲間と掛け声をあわせパドルを漕ぐ体験を通じ、協力する大切さやあきらめないで最後までやり遂げる根気強さなどを学ぶことができます。

また、夏休み期間には小学5年生から中学1年生までを対象とした5泊6日の長期自然体験プログラムが開催されています。親元を離れ、カヌー漕艇やハイキングなどに挑戦した子供たちは、自然の厳しさや仲間との絆などを学び、プログラム終了後には一回りたくましくなった姿を見せてくれます。



焼津青少年の家での海洋活動プログラム(カヌー体験)の様子

(4) 社会参画に向けた教育・支援の充実

■現状と課題

- ・生涯を通じて、健全な生活を営むことができる知識の習得は重要な課題であり、地域活動やボランティア活動、環境保全活動等を通じて社会に関心を持ち、自らの判断や行動がよりよい社会づくりにつながるという意識の涵養が求められています。
- ・また、公職選挙法の改正による選挙権年齢の引下げに応じて、社会の一員として積極的に社会参画に関わるため、地域人材を活用した地域の課題を学ぶための実践的な教育活動等の必要性が高まっています。
- ・さらに、青少年の健全育成に向けて、関係機関の連携した良好な環境の整備が求められています。

■目標指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H33)	
地域社会などでボランティア活動に参加したことがある児童生徒の割合	小 39.1% 中 57.9%	小 45% 中 60%	
消費者教育出前講座の回数	105回	<u>120回</u>	総

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 選挙権年齢の引き下げを踏まえ、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力の育成を図ります。

主な取組

○県立学校における主権者教育の推進（全体計画の作成、地元行政との連携）

○教育課程研究集会における主権者教育に関する事例発表

〔担当：義務教育課、高校教育課、特別支援教育課〕



県立高等学校における主権者教育の様子

イ 地域活動を牽引する青少年を含めたリーダー等の養成を図ります。

主な取組

- 地域活動を牽引するリーダー等の養成講座の開催
- 青少年指導者級位認定取得の推進
- 青少年活動実施団体への支援
- 日中青年リーダーの交流推進(再掲)

[担当：地域振興課、社会教育課]

ウ 確かな目で本物を見極めることができ、自ら考え行動できる「自立する消費者」を育成・支援するため、消費者への情報提供や、消費者教育推進法を踏まえた消費者教育の充実を図ります。

主な取組

- 消費者教育推進フォーラムの開催
- 学校における消費者教育の体系的な推進
- 成年年齢の引下げを見据えた高校生等への消費者教育
- 県民生活センター等による出前講座の実施
- 消費者教育講師を活用した市町等が実施する出前講座の支援

[担当：県民生活課、義務教育課、高校教育課]

エ 高齢者や障害のある人等の自立と社会参加に向け、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動や就労支援など、ライフステージに応じた普及・啓発を展開するとともに、献血等の社会共助活動に多くの県民の参加を促すなど、社会全体の理解や支援のために必要な体制の充実を図ります。

主な取組

- 相談支援体制の充実
- 認知症に対する理解促進
- 高齢者や障害のある人等のニーズに応じた福祉・介護人材の養成
- 個々の適性や就業希望に応じた多様な職業訓練の実施(再掲)
- 障害のある人に向けた就労相談員の配置と職場定着の支援(再掲)
- 教育委員会における障害者雇用の促進
- 高齢者との世代間交流の促進
- 保育・介護体験実習の実施
- 高等学校における献血セミナーの推進
- ボランティア活動の推進(再掲)

[担当：長寿政策課、介護保険課、障害者政策課、障害福祉課、薬事課、雇用推進課、職業能力開発課、教育総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課]

オ 県民のライフステージに応じた健康づくりを支援するため、学習機会を提供するとともに、健康づくりを支援する人材の育成を図ります。

主な取組

○健康経営の視点を取り入れた健康づくりの推進

- 食育教室等の開催を通じての、望ましい食習慣や豊かな人間性をもたらす「共食」の普及・啓発(再掲)
- ふじのくにの食育の推進(再掲)
- ふじのくに健康増進計画に基づいた健康づくりを支援する人材の育成
- 「ふじ33プログラム」³⁸の指導者等の育成

○生活習慣に係る学習教材の普及

[担当：健康増進課]

カ 青少年の健全育成に向けて、青少年環境整備条例に基づき、青少年健全育成関係機関と連携を図り、インターネット上に氾濫する有害情報への対策など、良好な環境の整備を推進します。

主な取組

- 優良図書類の推奨や有害図書の指定
- 「静岡県のケータイ・スマホルール」の普及(再掲)
- 地域の青少年声掛け運動の推進
- 青少年を保護する立場にある成人を対象とした研修の開催
- 学校警察地域連絡協議会における連携の推進

[担当：社会教育課]

キ 環境やエネルギー問題に対処する積極的・具体的な行動や実践を喚起するため、環境教育・環境学習を学校の様々な教育活動において横断的に進めます。

主な取組

- 環境学習指導員や県職員を活用した環境学習の機会の充実
- 環境学習指導員の養成講座の開催
- ユネスコスクールの活動への支援
- 水の恵みに関する情報発信(水の出前教室、水の作文コンクール)

[担当：環境政策課、水利用課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

³⁸ 「ふ」普通の生活で、「じ」実行可能な、「3」「運動、食生活、社会参加」の3つの分野の行動メニューを、「3」3人1組で、まずは3か月実践することで、望ましい生活習慣の獲得を目指すプログラムのことです。

ク 全ての県民が、様々な場で、環境やエネルギーに関する体験や実生活との関連を重視した学習ができるよう、地域や企業、NPO等と協働した環境教育・環境学習を推進するとともに、県民の自然を大切にすることを育むため、自然とふれあう場と機会の充実を図ります。

主な取組

- 環境学習データバンクの充実
- 環境教育ネットワークの推進
- 環境学習フェスティバルの開催
- こども環境作文コンクールの実施及びこども環境大使の派遣
- ふじのくにエコチャレンジの推進
- 富士山での清掃、植生の復元・保全活動等の実施
- 愛鳥週間ポスターコンクール
- 衣・食・住に着目したごみ削減の啓発
- 風力や木質バイオマス発電所等の新エネルギー施設を見学・体験する機会の提供
- 各学校における農業体験活動等の推進
- リバーフレンドシップ制度の活用促進(再掲)
- 森づくり県民大作戦の推進
- 県有自然ふれあい施設³⁹等の適切な管理運営
- 校庭における芝生導入促進(再掲)

[担当：環境政策課、環境ふれあい課、自然保護課、廃棄物リサイクル課、エネルギー政策課、河川企画課、義務教育課]



環境学習指導員養成講座の様子

³⁹ 県有の自然ふれあい施設として、「県民の森」や「県立森林公園」等があります。

3 誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進

全ての人々が生まれ育った環境や経済的理由に左右されず、質の高い教育を受け、自らが持つ能力・可能性を最大限に伸ばして、夢や希望を持って社会の担い手となる教育を推進するとともに、誰もが安心して幸せに暮らすことができる社会の構築を目指します。

(1) 学びのセーフティネットの構築

■現状と課題

- ・子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、子供等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を国や地方公共団体等の密接な連携の下、総合的に推進する「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行(平成26年1月)されました。
- ・本県においては、平成26年8月に策定された国の「子どもの貧困対策に関する大綱」を受け、平成28年3月に「静岡県子どもの貧困対策計画」を策定し、生活困窮世帯の子供たちの支援をしているところですが、社会の変化に対応した更なる支援の充実が求められています。

■目標指標

指標名	現状値(H28)	目標値(H33)	
生活困窮世帯の子どもの学習支援を実施する市町数	21市町	全市町	総

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 生活様式の変化や価値観の多様化、地域の中での孤立などに伴う保護者の不安や悩みを軽減するとともに、児童虐待やモラルの低下等を防ぐため、障害のある子供に対する早期支援など、子育て支援体制の確立を目指します。

主な取組

- 生活習慣の改善や学習意欲の喚起を目的とする学びの場の提供
- 子育て家庭の経済的負担の軽減
- 高校生の修学に向けた支援の充実
- 児童相談所の体制強化
- 特別支援学校での超早期教育の推進
- 家庭教育支援チームの組織化の推進
- 市町要保護児童対策地域協議会の活動の充実への支援
- 学校内外の学びや就学の環境づくりの推進
- 外国人児童生徒の学びや就学への支援(再掲)
- 外国人児童生徒相談員の派遣による市町指導担当者等への助言・援助(再掲)

[担当：私学振興課、地域福祉課、こども家庭課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課]

イ 青少年の社会的自立に向け、青少年問題に総合的・包括的に取り組む体制の整備を進めるとともに、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、「“ふじのくに”子供・若者プラン」を策定し、全ての子供や若者が社会生活を円滑に営むことができるよう取り組みます。

主な取組

- ひきこもりの子供・若者や保護者をサポートする「アンダンテ」⁴⁰の運営充実
- 青少年の不登校、引きこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会、i マップ⁴¹の作成
- 県ひきこもり支援センターの運営充実
- ひきこもり当事者が自宅以外で安心して過ごせる「居場所」の設置

[担当：障害福祉課、社会教育課]

事例紹介⑩「ひとり親家庭の子供が安心して過ごせる「居場所」づくり」

県では、家で一人で過ごす時間が長く孤立しがちなひとり親家庭の子供を対象に、放課後の学習支援、食事の提供等を行う「子どもの居場所づくり」事業を平成28年度に県内3か所で実施しました。

委託先の一つである沼津市ひとり親会では、サンウェル沼津を市から無償で借り受け、毎週金曜日に教員OBのボランティアによる個別学習支援、月2回の食事の提供、夏休みには絵画教室やヒップホップ教室などを行いました。また、ボランティアや子供同士の交流、調理の手伝いや片付け等を通じてソーシャルスキルを学びました。

これらにより、家庭で学習や生活習慣が身に付いていなかった子供が、少しずつ習慣を身に付け、成績が上がる等の効果が見られました。

平成29年度からは、市町が主体となって実施していますが、多くの地域でこのような取組を広め、子供の孤立の解消と自立に向けた支援を推進します。



「子供たちも調理をお手伝い」



「学習ボランティアが個別指導」

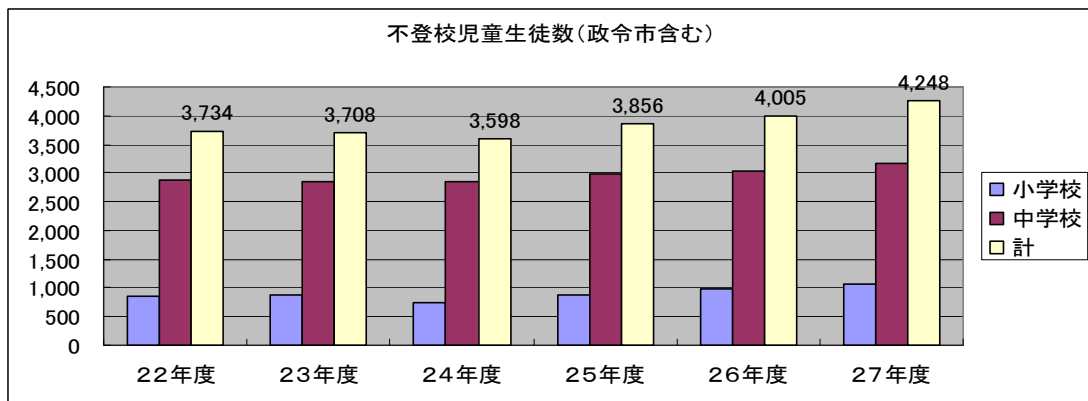
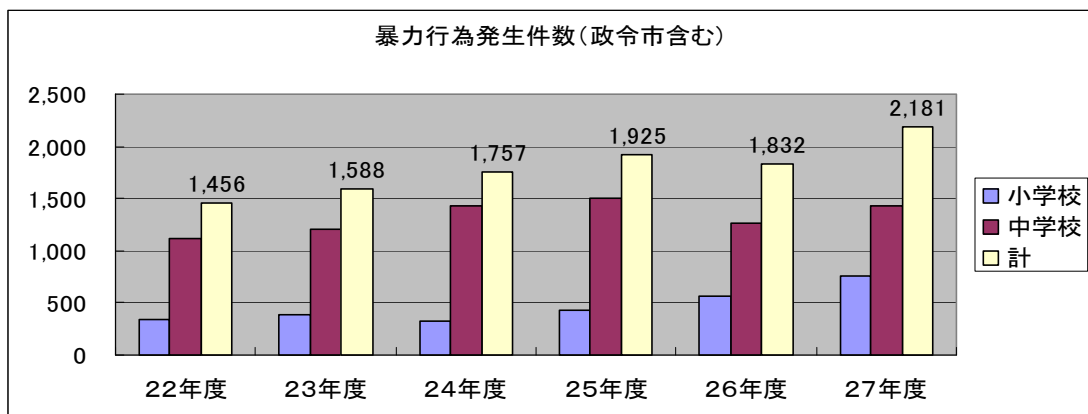
⁴⁰ 「社会的ひきこもり」傾向にある青少年の円滑な社会復帰及びその家族を支援するために、男女共同参画センター内に開設している、カウンセリング機能とフリースペース機能を備えた青少年交流スペースの名称です。

⁴¹ ニート・ひきこもり・不登校などで悩んでいる子供・若者やその家族の支援に関わっている県内の支援団体・相談機関等を紹介したリーフレットです。

(2) いじめ・不登校等の指導上の諸問題への対応

■現状と課題

- ・児童生徒の暴力行為や不登校者は増加傾向にあり、以前より困難度を増している生徒指導上の課題に対応していくためには、教職員が心理や福祉等の専門家や関係機関等と連携し、チームとして課題解決に取り組む必要があります。
- ・本県では、いじめや不登校等の解消や様々な心の問題を抱える児童生徒への対応等を目的として、スクールカウンセラー⁴²やスクールソーシャルワーカー⁴³の配置も行っています。
- ・今後は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの更なる配置など、悩みを抱える児童生徒や保護者への個別の支援をより手厚く行う必要があります。



■目標指標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	
不登校等の課題を抱えていた児童生徒が適切な支援により、改善傾向に向かった割合	小 37.8%	小 50%	総
	中 43.2%	中 50%	
	高 27.9%	高 50%	

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

⁴² 児童生徒の不登校や問題行動等に対応するために派遣される、臨床心理等に関して高度な専門的知識を有する専門家のことです。

⁴³ 社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けにより、学校と関係機関等とのネットワークづくり等を行う専門家のことです。

■施策の内容

ア いじめや不登校等の解消や様々な心の問題を抱える児童生徒への対応のため、外部機関と連携し、チーム学校として相談体制の整備や教職員の対応能力の向上を図ります。

主な取組

- 学校における教育相談体制の充実
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー対象の協議会、研修等の開催

- こころの緊急支援チームの派遣
- ゲートキーパー⁴⁴の養成
- 生徒指導上の諸問題対策協議会の開催
- 「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく取組の推進
- 「いじめ対応マニュアル」の活用促進
- 人間関係づくりプログラムの活用推進

○静岡県いじめ問題対策連絡協議会及び静岡県いじめ問題対策本部の開催

[担当：私学振興課、障害福祉課、教育政策課人権教育推進室、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

イ 基本的な生活習慣、社会におけるモラルやマナー等を身に付けさせるため、地域人材の活用をはじめとする社会総がかりによる取組を推進するとともに、発達段階に応じた道徳教育を推進します。

主な取組

- 学習指導要領に対応した道徳教育の充実
- 道徳教育推進地域の設置
- 児童生徒が自らきまりやマナーについて考え行動するための取組の推進
- 生徒指導上の諸問題対策協議会の開催(再掲)

[担当：教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]



道徳の教科化に向けた事業改善への取組

⁴⁴ 悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話に耳を傾け、必要な支援につなげて見守る人で、県の定める「ゲートキーパー養成研修」を受講した人のことです。

(3) 共生社会を支える人権文化の推進

■現状と課題

- ・全ての人々が互いに理解・尊重し、共に社会を創る共生社会の実現に向けて、県民一人一人の人権尊重の意識の向上と人権に対する正しい理解や人権感覚を高める人権教育の充実が求められています。
- ・本県の学校教育においても、人権教育に関する悉皆研修や「人権教育の手引き（人権教育指導資料）」の作成等を通じて、自他の人権を大切にす態度や行動力の育成が図られています。
- ・今後は、市町教育委員会をはじめ関係団体・PTA連絡協議会等と連携しながら各種研修会を開催するなど、児童生徒への人権教育の更なる充実が求められます。

■目標指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H33)	
<u>人権教育に関する研修会の伝達研修等を実施した学校の割合</u>	小 77.2%	小 83%	
	中 62.8%	中 79%	
	高 57.3%	高 77%	
	特 81.1%	特 86%	

■施策の内容

ア 多様性を認め合い、誰もが幸せに暮らしていくことができる社会を目指し、県民一人一人の人権尊重の意識の向上を図ります。

主な取組

- 人権教育・人権啓発の推進
 - 労働法セミナーの開催
 - 障害を理由とする差別解消推進県民会議の開催
 - 障害のある人への合理的配慮の提供の推進
- [担当：障害者政策課、地域福祉課人権同和对策室、労働政策課]

イ 家庭、学校、地域等のあらゆる場において、人権に対する正しい理解や人権感覚を高める人権教育の充実を図るとともに、子供たちの自己肯定感を高め、自他の人権を大切にすることができる児童生徒を育成します。

主な取組

- 各市町・各学校における人権教育推進体制の充実
- 管理的・指導的立場にある教職員の資質向上と指導力強化
- 地域指導者や教職員の資質向上を図る研修会の実施

- 人権教育研究指定校における研究の推進と成果の普及
 - 「人権教育の手引き（人権教育指導資料）」の作成・活用
 - 今日的な人権課題への対応・周知・啓発
 - 学校における人権教育の充実
 - 人権教育に関する参加体験型学習の研究・普及
- [担当：教育政策課人権教育推進室、総合教育センター]

ウ 家庭や地域、学校を含めた各職場など、様々な場面を通じ、性別による固定的な性別役割分担意識を是正するための教育・学習の充実を図ります。

主な取組

- 男女共同参画に関する意識啓発の推進
 - 教職員等を対象とした男女共同参画に関する研修の実施
- [担当：男女共同参画課、教育政策課人権教育推進室、高校教育課]

エ 全ての人々が自由に活動することができる、思いやりのある社会づくりを実現するため、ユニバーサルデザインの理念の普及やその理念を踏まえた人材育成、教育施設の整備を図ります。

主な取組

- ユニバーサルデザインに関する講座や情報提供の実施
 - ユニバーサルデザインの考え方を組み入れた授業の実施
 - 教員や公民館職員等を対象とした研修会の実施
 - 新規学校整備におけるスロープ・点字誘導ブロックや階段手すりの設置、車いす使用者駐車場等の整備
- [担当：県民生活課、財務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課、総合教育センター]



人権教育研究指定校における活動の様子

4 「命を守る教育」の推進

社会総がかりで安全な社会の構築に向けた機運を高め、安心して社会生活を営むことができるよう、家庭、地域、学校、行政の連携による防災、防犯、交通安全の取組や知識の習得を進めるとともに、児童生徒等が自ら危険を予測し回避できる力を育成する「命を守る教育」を推進します。

(1) 防災対策の推進

■現状と課題

- ・東日本大震災のように広域にわたり甚大な被害が発生する災害等に対しては、各学校が「学校の防災対策マニュアル」を参考に防災計画を作成するなどの対策をとるとともに、児童生徒が地域社会の一員として、地域社会と連携しながら活動することも求められます。
- ・本県においても、地域で行われる防災訓練への児童生徒の参加促進や地域の防災活動へ主体的に取り組む人材の育成を図っているところですが、今後も、大規模災害に備えた地域と学校が連携した取組を推進していきます。

■目標指標

指標名	現状値	目標値	
地域で行われる防災訓練への児童生徒の参加率	(H28) 58.0%	(H33) 70%	総

「総」は総合計画と同じ指標を表しています。

■施策の内容

ア 児童生徒等の防災対応能力の向上とともに、災害発生時における学校等と地域社会との連携を促進するため、学校等や地域の実情に応じた防災教育を推進します。

主な取組

- 児童生徒等の地域防災訓練への参加促進
- 児童生徒等の障害の状態、発達段階に応じた防災対策の推進
- 児童生徒等への防災意識の普及に向けた出前講座の実施
- 生徒の被災地における視察・交流活動の実施
- 学校防災推進協力校による実践研究(再掲)
- 静岡県防災教育基本方針の活用
- 「防災教育推進のための連絡会議」の開催
- 学校安全担当者を対象とする研修の実施
- 学校安全教育資料『命を守る力を育てる』を活用した取組
- 「学校安全プログラム」の活用

○治山セミナー⁴⁵の実施

[担当：危機情報課、危機対策課、森林保全課、砂防課、特別支援教育課、健康体育課]

イ 学校における教育環境の向上及び児童生徒や県民の安全を確保するため、教育施設の整備・充実に努めます。

主な取組

○県立学校の施設整備や長寿命化改修等の実施（再掲）

○私立学校の教育施設の耐震化の推進

[担当：私学振興課、財務課]

ウ 主体的に地域防災活動に取り組む人材の育成を図るため、総合的・体系的な防災教育や知事認定制度による研修講座を実施します。

主な取組

○ふじのくにジュニア防災士養成講座の開催

○次世代の防災リーダーを育成するための研修会の開催

○土砂災害を想定した防災訓練の実施

○土砂災害防止講習会の実施

[担当：危機情報課、砂防課、健康体育課]

事例紹介①「命を守る力を育てる」

東日本大震災の教訓から、子供たちが事件・事故・災害に対し、自ら危険を予測し、自ら回避する力を育成することが、安全教育においては一層重要であると認識されました。

そこで、本県では、安全教育が教育活動全体を通じ、適切に行われるよう、教職員の指導資料として「命を守る力を育てる」を作成しました。

本資料は、各教科等の学習指導要領に記述されている「安全」に関する内容を、安全教育の3つの視点（生活安全・交通安全・災害安全）に即して整理し、発達段階に応じて、系統的かつ横断的な指導ができるよう配慮されています。



「命を守る力を育てる」表紙

⁴⁵ 森林の働きや山地災害の恐ろしさを伝え、治山事業を身近に感じてもらうため、小学生や幼稚園・保育園児等を対象に、森林の働きに関する講義や施設の見学会、体験学習等を行います。

(2) 生活安全対策の推進

■現状と課題

- ・近年、学校への不審者の侵入や登下校時の事件・事故など、児童生徒の安全・安心な学校生活を脅かす事態が発生しており、児童生徒が事件・事故等に対して、適切に行動することができる力の育成や地域と連携した安全管理体制の構築が求められています。
- ・各学校では、児童生徒を犯罪から守るために危機管理マニュアルを作成し、地域との連携を図っていますが、他県で発生した最近の少年を取り巻く犯罪状況等から犯罪被害に対して不安を感じている人が多いことも事実です。
- ・今後は、最近の犯罪状況等を踏まえた教職員向けの研修等を行い、各学校での危機管理マニュアルも見直した上で、地域と連携した生活安全対策をより一層推進することが求められています。

■目標指標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	
学校へ不審者が侵入するなどの緊急時に備えた対応をとっている公立学校の割合	97.2%	100%	

■施策の内容

ア 児童生徒が安心して学ぶことができるよう、学校における危機管理体制の充実を図るとともに、日常生活で起こる事故等に対して適切な行動がとれるよう生活安全教育を推進していきます。

主な取組

○学校への不審者の侵入に備えた対策の推進

- 学校安全教育資料『命を守る力を育てる』を活用した取組（再掲）
- 「学校安全プログラム」の活用（再掲）
- 学校安全担当者を対象とする研修の実施（再掲）
[担当：健康体育課]

イ 県民の防犯意識を高め、地域や事業者による防犯活動を活性化させるとともに、防犯まちづくり組織への支援やその活動を担う人材の育成を行い、県民・事業者・行政・警察の協働による防犯まちづくりを推進します。

主な取組

- 子どもの体験型防犯講座の開催支援
[担当：くらし交通安全課]

(3) 交通安全対策の推進

■現状と課題

- ・本県では、各種講習会、交通安全教室の実施や警察等交通安全関係機関との連携等の成果により、「児童生徒の年間交通事故死傷者数」は減少傾向にあります。
- ・しかし、近年、全国的に登下校時の交通事故が多数発生しているため、広く県民の交通安全意識の向上に向けた取組を推進するとともに、児童生徒に基本的な交通ルールやマナー等を身に付けさせる交通安全教育がより一層求められています。

■目標指標

指標名	現状値 (H28)	目標値 (H33)	
児童生徒の年間交通事故死傷者数	3,026 人	2,500 人	

■施策の内容

ア 基本的な交通ルールやマナーを身に付けさせるため、発達段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を、警察や関連団体、地域と連携しながら体系的に推進します。

主な取組

- 高校生を対象とした自転車安全運転体験講習の実施
- 高校生の二輪車グッドマナー講習会の開催
- 中学生・高校生のための副読本「自転車セーフティ&マナー」の配布
- 自転車免許制度の普及促進
- 高校生を対象とした交通事故犠牲者のパネル展示会等の開催
- 学校安全担当者を対象とする研修の実施（再掲）
- 通学路の緊急合同点検結果等に基づく歩道の整備
- 学校安全教育資料『命を守る力を育てる』を活用した取組（再掲）
- 「学校安全プログラム」の活用（再掲）

[担当：くらし交通安全課、道路整備課、健康体育課、交通企画課]

イ 交通事故の少ない「人に優しい安全な交通社会」の実現を目指すため、若者から高齢者まで、広く県民の交通安全意識の向上に向けた取組を推進します。

主な取組

- 多くの県民が参加・実践する交通安全運動の展開
- 高齢者の参加・体験・実践型交通安全講習会の実施
- 高齢者を対象とした自転車安全運転体験講習の実施

[担当：くらし交通安全課、交通企画課]

6 目標指標一覧

大柱	中柱	小柱	次期計画 目標指標 (案)				総合計画目標	本体掲載頁	出典名	指標の設定理由	目標値の算出根拠
			指標名	基準値 (H29)	目標値 (H33)	指標管理 担当部・課					
第1章 「文・武・芸」 三道の鼎立を目指す教育の実現	1 「知性を高める学習」の充実	(1) 確かな学力の向上	全国規模の学力調査で、全国平均を上回る科目の割合	小 50.0% 中 100%	小 100% 中 100%	教育委員会 義務教育課	成	10	全国学力・学習状況調査	全ての学校において安定した確かな学力を保障することが必要であるため。	全ての科目で全国平均を上回ることを目標とする。
			学校の授業以外で1日あたり1時間以上勉強している児童生徒の割合	小 68.0% 中 73.2%	小 75% 中 80%	教育委員会 義務教育課	活	10	全国学力・学習状況調査	学校での学びだけでなく、家庭における学習も重要であり、学校の授業から家庭学習への学びの連結を図るため。	全国平均を大きく上回っているが、ここ数年、横ばい傾向であるため、更なる維持向上を図り、小学校で3/4以上、中学校で8割以上の水準を目指す。
		(2) 読書活動の推進	県民の公立図書館利用登録率	(H27) 43.0%	45%	教育委員会 社会教育課	活	12	公共図書館調査 (日本図書館協会)	県民の読書活動が活性化すると、結果として公立図書館の利用も向上し、利用登録率に現れると考えるため。	全国平均水準(H27)の45%を目標値とする。
		(3) 情報教育の推進	授業中にICTを活用して指導する能力を有する教員の割合	H29年度内公表予定	78%	教育委員会 教育政策課 情報化推進室	成	14	学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)	ICTを活用した効果的な指導が行われるためには、まず教員自身がICTを理解し、適切に活用できる力を向上させることが必要であるため。	平成24年度から平成27年度の推移を見ると、年間で約2.0%数値が上昇 現状68.0%+(2.0%×5年)=78.0%
	2 「技芸を磨く美学」の奨励	(1) 産業社会の担い手の育成	児童生徒に望ましい職業観・勤労観を育む教育を学校全体または特定の学年で計画的に実施した学校の割合	(H28) 小 89.7% 中 98.8% 高 92.8% 特 100%	小 100% 中 100% 高 100% 特 100%	教育委員会 義務教育課 教育委員会 高校教育課 教育委員会 特別支援教育課	成	16	学校対象調査	職業観・勤労観の醸成について、学校全体で計画的に取り組む必要があり、学校での実施率が児童生徒への指導量を反映する適切な指標であるため。また、特別支援学校において、社会的自立を促すためには、学校の教育活動の中で、確実に望ましい職業観・勤労観を育む指導が行われるべきであると考えため。	「一部の学級等で実施」されている学校まで含むと、小学校で99.7%、中学校で100%の学校が実施しているところであるが、全ての学校において、学校全体等で計画的に実施することを目指す。
		(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツ	国民体育大会における総合順位	17位	8位以内	文化・観光部 スポーツ振興課	成	19	実行委員会報告	総合的な競技力を数値として判断するには国体順位が適しているため。	オリンピックや国体では8位以上が入賞である。
			成人の週1回以上のスポーツ実施率	53.9%	65%	文化・観光部 スポーツ振興課	成	19	県の教育施策に関する県民意識アンケート	県民が日常的にスポーツに親しんでいる状態を把握するために適しているため。	スポーツ庁の目標値に合わせる。
		(3) 多彩で魅力的な文化の創造・発信と地域学の	県内文化施設(300人以上の公立ホール)の利用者数	(H28) 7,495,456人	7,500,000人	文化・観光部 文化政策課	成	23	文化政策課調べ	県内の文化活動の一つの指標としてホールの利用について考え、県営以外も視野に入れた指標とした。	人口減少下で閉館等の予定もある中において、現状以上の数値を維持。
		(4) 世界文化遺産をはじめとする文化財の保存・活用と未来への継承	しずおか文化財ウィークの参加者数	(H28) 205,483人	220,000人	教育委員会 文化財保護課	活	25	文化財保護課調査	郷土の歴史や文化に親しむ県民を増やすことが文化財を未来に繋げることとなるため。	平成24年から平成28年の参加事業数は、平均2事業/年増加している。(1事業平均1,898人参加) この伸び率で推移すると、平成33年は10事業増加し、参加人数も18,980人増加となる。増加した人数を平成28年度の参加人数に加え、人口減少率△1.7%(平成28年度0.34%×5年)を見込み、平成33年の目標値は、22万人。

大柱	中柱	小柱	次期計画 目標指標 (案)				総合計画指標	本体掲載頁	出典名	指標の設定理由	目標値の算出根拠	
			指標名	基準値 (H29)	目標値 (H33)	指標管理担当部・課						
3	学びを支える魅力ある学校づくりの推進	(1) 学校マネジメント機能の強化	学校関係者評価を公表している学校の割合	(H29) 小 75.6% 中 73.3% 高 76.4% 特 73.0% 私立高 95.5%	(H33) 小 80% 中 80% 高 100% 特 100% 私立高 100%	教育委員会 義務教育課	活	27	学校対象調査	学校関係者評価を公表することは、社会総がかりの教育の実現につながるものであり、新学習指導要領により示されている「社会に開かれた教育課程」を実現するものでもあるため。また、外部の評価者による評価を公表することで、学校運営の透明性及び学校評価の客観性を担保する必要があるため。	小・中に関しては、学校を管理する市町と連携しながら計画期間の4年間で5ポイント程度の向上を目指す。 高校・特別支援学校に関しては、本来あるべき姿である100%を目指す。	
						教育委員会 高校教育課						文化・観光部 私学振興課
		(2) 学び続ける教職員の育成	研修の成果を授業改善や学校運営等に役立てた教員の割合	(H28) 小 96.0% 中 90.5% 高 83.4% 特 92.1%	小 96% 中 91% 高 86% 特 95%	教育委員会 義務教育課	活	29	学校対象調査	職場外研修で得た知識・技能を学校現場で活用することが、教職員一人一人の職能成長に資するものであり、学校運営の改善等にも役立つものである。また、研修の成果を授業等に反映し、PDCAサイクルを効果的に機能させるため。	既に小・中学校では90%を越えて、一定の成果を挙げていることから、維持目標としている。高等学校については、全ての研修が授業改善や学校運営に関するものではないという状況を考慮し、86%としている。特別支援学校では、平成24年からの数値が92～95%弱前後であり、その水準を確実に維持したいため目標値を95%とした。	
						教育委員会 高校教育課						教育委員会 特別支援教育課
						教育委員会 総合教育センター						
(3) 乳幼児期の教育・保育の充実	幼児教育アドバイザー等、乳幼児の教育・保育の充実に向けて指導的立場にある職員を配置している市町数	9市町	20市町	教育委員会 義務教育課	成	34	市町アンケート	幼児教育充実の中心となる職員を置くことで、各市町の幼児教育推進体制の確立と幼児教育に携わる全教職員の指導力向上を図るため。	前年比で2～3市町程度の増加を目指す。			
(4) 特別支援教育の充実	特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別の指導計画を作成している学校の割合	(H28) 幼 81.5% 小 93.4% 中 91.3% 高 55.4%	幼 90% 小 95% 中 95% 高 80%	教育委員会 義務教育課	成	36	文科科学省調査	近年、特別支援教育をめぐる状況は複雑化・多様化しており、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、障害の状況等に応じた適切な支援を実施する必要がある、学校全体で共通認識をもって支援するためには、個別の指導計画の作成が不可欠であるため。	最終的に全ての学校で作成することを目指す、4年間で幼では90%、小・中では95%以上を目指す。高等学校では特別支援教育の必要性の高まりを受けて、計画期間中に最低限到達したい80%を目標値とした。			
教育委員会 高校教育課												
(5) 学校における健康教育の推進	栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児児童生徒の割合	(H28) 幼 35.5% 小 52.0% 中 45.3% 高 32.0%	(H33) 幼 50% 小 55% 中 50% 高 50%	教育委員会 健康体育課	39	健康体育課調査	朝食欠食や偏った栄養摂取などは、生活習慣病の低年齢化や心の健康にも大きな影響を与えるため、その状況を確認し、子どもにとって望ましい食習慣の定着につなげていく。	(H25～H28の数値伸び率平均) × 5年 + 全体目標60% 幼) H25～28伸び率平均 -2.4% (-2.4 × 5) + 60 = 48.1 ≒ 50 小) H25～28伸び率平均 -1.1% (-1.1 × 5) + 60 = 54.6 ≒ 55 中) H25～28伸び率平均 -2.2% (-2.2 × 5) + 60 = 49.3 ≒ 50 高) H25～28伸び率平均 -4.1% (-4.1 × 5) + 60 = 39.8 ≒ 40 ⇒ 50 ※高校は、目標値を40%とすると、H28までの数値の平均44%よりも低い状況となるため、50%とする。				

大柱	中柱	小柱	次期計画 目標指標 (案)				総合計画 目標指標	本体 掲載頁	出典名	指標の設定理由	目標値の算出根拠
			指標名	基準値 (H29)	目標値 (H33)	指標管理 担当部・課					
			児童生徒の静岡茶愛飲に取り組んでいる市町の数	(H28) 23市町	35市町	教育委員会 健康体育課	活	39	健康体育課資料	お茶を飲むことが健康増進に役立つことが科学的に解明されてきており、本県が誇るお茶を子供の頃から飲む習慣を身につけられるよう、県内市町における学校でお茶を提供する取組の状況を確保するため。	「小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例」の制定により、県は、県内全市町に児童生徒へお茶を飲む機会の提供、食育の機会を設ける責務があるため全35市町を目標値とする。
		(6)私立学校の教育の充実	特色化教育実施校比率(私立高等学校)	(H28) 95.3%	100%	文化・観光部 私学振興課		42	私学振興課調査	私立学校への支援の成果を確認し、なお一層の私学ならではの教育の実施を促進するため。	私立高校については、H28年度実績で95.3%であることから、引き続き、100%を目標に設定する。
第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現	1 グローバル人材の育成	(1)海外留学等の相互交流の促進	ふじのくにグローバル人材育成基金による海外派遣者数	(H28) 93人	(H28~32累計) 900人	教育委員会 高校教育課	活	43	高校教育課調査	県教委が独自に行っている特徴的取組で、他生徒への波及効果も期待できるため。	グローバル人材育成基金を創設した際の目標値であり、この数に応じて予算措置がなされているため。
			外国人留学生数	2,373人	3,500人	文化・観光部 大学課	成	43	「静岡県留学生等交流推進協議会調査」(静岡大学)「外国人留学生在籍状況調査」(私学振興課提供)	公立高校で年間4千人弱が参加しており、実施率上昇による海外渡航者の大きな増加が見込め、グローバル人材の育成に資するものとするため。	これまでの実績を元に、努力目標として今後の伸び率を想定して設定。
		(2)外国語教育・外国児童生徒等への教育の充実	外国人児童生徒等に対して、必要な支援が実現できている学校の割合	(H28) 小 68.9% 中 67.2% 高 88.9% 特 90.0%	小 75% 中 75% 高 90% 特 95%	教育委員会 義務教育課 教育委員会 高校教育課 教育委員会 特別支援教育課		45	学校対象調査	近年、外国人児童生徒は増加傾向にあり、当該児童生徒への支援は必要不可欠である。特に、特別支援学校に在籍する外国人児童生徒には、本人だけでなく、保護者を支援することも必要であり、現在不足している通訳の活用等を含め、支援を充実させたいため。	小・中学校については、ここ数年ほど実績が横ばいであり、計画期間の4年間で5ポイント程度増加させることを目標に75%としたが、最低限この目標には到達した。高等学校では、外国人生徒への支援員配置を国庫補助で行っている状況にあり、今後の大きな改善が見込めないため維持目標としている。特別支援学校では、平成24年度から90%前後で推移しており、さらなる充実を目指し95%とし、地域間格差も是正したい。
	2 イノベーションを牽引する人材の育成	(1)科学技術の発展を担う人材の育成	科学の甲子園静岡県予選への出場者数	258人	300人	教育委員会 高校教育課		47	高校教育課資料	文科省による集中的な予算配分によって指定校における人材育成が図られるだけでなく、他校への波及効果も期待できるため。	基準値を踏まえた上で、ここ数年の新規申請校の数と採択状況を考慮した。
		(2)多様な個性を生かした優れた才能を伸ばす教育の推進	高校生アカデミックチャレンジに参加した高校生数	130人	(H30~33累計) 700人	教育委員会 高校教育課	活	49	高校教育課資料	アカデミックチャレンジ事業は、県内大学等との連携によるもので、高校生が積極的に参加することで資質向上が図られるため。	研究体験等を密度濃く行うために、定員を130人としているが、今後事業拡大を図っていくことを踏まえて計画期間の4年間累計で700人とした。
	3 高等教育機関	(1)公立大学法人への支援の充実	県内就職率の割合(静岡県立大学・静岡文化芸術大学)	(H28) 58.3%	65%	文化・観光部 大学課	総	51	大学課資料	大学における学生への質の高い教育の提供や進路支援等の最終的成果は、学生の大学からの出口(就職・進学)において、希望進路に進めたのが重要な視点となるため。	両公立大学法人の中期目標では、すべて(100%)の学生が希望する進路へ進めるよう、学生の就職・進学活動を支援することとしているため。

大柱	中柱	小柱	次期計画 目標指標 (案)				総合計画指標	本体掲載頁	出典名	指標の設定理由	目標値の算出根拠
			指標名	基準値 (H29)	目標値 (H33)	指標管理担当部・課					
	の機能強化	(2)教育・研究成果の地域還元	県内の高等教育機関が開催した公開講座・シンポジウムの回数	(H27) 442件	500件	文化・観光部 大学課	総	52	学生数等調査	県内の高等教育機関が他の機関と連携しているのをあらかず指標としてふさわしく、また、研究の件数は、教育・研究力の向上に資する指標であるため。	県内の経済情勢等の影響によるプラス、マイナス両方向にぶれる傾向にあるため、引き続き750件を目標値として設定する。
		(3)高大接続改革への対応	「大学等見学・体験」を学校全体又は特定の学年で計画的に実施した高等学校の割合	—	公立 85%	教育委員会 高校教育課		53	学校対象調査	実施率を向上させることにより、生徒が高大接続改革に触れる機会を創出するため。	現在、数値を測定している「職場見学と大学等見学・体験」の実施率82.8%をもとに算出。各学校の大学進学者の割合に関わらず、教育活動の充実のために必要な活動であることから85%を目標値とした。
第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現	1 新しい時代を展望した教育行政の推進	(1)社会全体の意見を反映した教育行政の推進	県総合教育会議及び地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会の開催回数	8回	8回	文化・観光部 総合教育課	活	55	総合教育課調査	総合教育会議及び「地域自立のための『人づくり・学校づくり』実践委員会」を開催する目的は、社会全体の意見をより反映した教育行政を推進することであるため。	総合教育会議と実践委員会の開催回数を合わせると、平成27年度の設定当初から毎年8回以上コンスタントに開催しているため、引き続き8回を維持目標値として設定する。
		(2)市町の教育行政の課題などに対応した支援の充実	教育行政上の課題解決に向けて県との意見交換等を実施した市町教育委員会の数	35市町	35市町	教育委員会 教育政策課		57	教育政策課調査	県の教育行政を円滑に推進するためには、市町教育委員会との適切な役割分担と連携・協働した取組が重要であり、そのためには日頃からの意見交換・情報共有が大切であると考えられるため。	例年、市町教育委員会事務局訪問等を通じて、全35市町と意見交換等を行っているが、その重要性に鑑み、継続して35市町と意見交換等を行う。
	2 地域ぐるみの教育の推進	(1)家庭における教育力の向上	幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校で家庭教育に関する交流会を実施した園・学校数	(H28) 549箇所	600箇所	教育委員会 社会教育課	活	58	学校対象調査	全ての保護者の孤立を防ぐために、保護者同士の交流の場をさらに拡大し、地域における家庭教育支援活動の定着を図っているため。	幼・小・中・特別支援学校の合計707園・校の85%を目指す。
		(2)地域・企業等と学校の連携・協働の充実	コミュニティ・スクール及び同等の機能を有する学校の割合	(H28) 72.4%	80%	教育委員会 義務教育課	活	60	県教育委員会調査	学校と地域が連携・協働することにより、複雑化・多様化する学校を取り巻く課題に適切に対応し、地域と共にある学校づくりを進めるため。	市町・学校でのコミュニティ・スクールの導入を促し、当面は8割以上の学校がコミュニティ・スクール等の仕組みを導入することを目指す。
		(3)生涯学習を支援する教育環境の充実	公民館及び生涯学習施設等で開催した講座・学級数	(H28) 4,067回	4,100回	教育委員会 社会教育課	活	63	社会教育課調査	公民館等が、地域の生涯学習の拠点として、職員の研修を行い、多彩な講座等により学習機会の提供を図っているため。	公民館77、生涯学習施設151において、1施設当たり18回程度の講座等開催を日座す。
		(4)社会参画に向けた教育・支援の充実	地域社会などでボランティア活動に参加したことがある児童生徒の割合	(H28) 小 39.1% 中 57.9%	小 45% 中 60%	教育委員会 義務教育課		65	全国学力・学習状況調査	地域社会の一員としての社会参画の意識の高揚を図るため。	より多くの児童生徒のボランティア参加が望まれるが、当面は、計画期間である4年間で5ポイント程度の向上を目指す。
			消費者教育出前講座の回数	(H28) 105回	120回	くらし・環境部 県民生活課	活	65	県民生活課調査	成年年齢の引下げを見据え、高校生を中心とした若者に、契約の正しい知識を身につけるための講座を実施する。	平成29年度に養成した消費者教育講師を出前講座に派遣することにより、出前講座の回数を、過去3年の平均回数を上回る120回に設定する。

大柱	中柱	小柱	次期計画 目標指標 (案)				総合計画指標	本体掲載頁	出典名	指標の設定理由	目標値の算出根拠
			指標名	基準値 (H29)	目標値 (H33)	指標管理 担当部・課					
3	誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進	(1)学びのセーフティネットの構築	生活困窮世帯の子どもの学習支援を実施する市町数	(H28) 21市町	全市町	健康福祉部 地域福祉課	活	69	地域福祉課調査	県は、生活困窮者自立支援制度の実施を広域的に推進する立場から、地域により学習支援の事業実施に偏りが出ないよう、将来に向けて県内全自治体によって学習支援事業が実施されるよう取り組むことを想定し、成果指標とした。	県内で生活困窮者自立支援制度により学習支援事業の実施主体となり得る全自治体数
		(2)いじめ・不登校等の指導上の諸問題への対応	不登校等の課題を抱えていた児童生徒が適切な支援により、改善傾向に向かった割合	(H27) 小 37.8% 中 43.2% 高 27.9%	小 50% 中 50% 高 50%	教育委員会 義務教育課 教育委員会 高校教育課	活	71	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人材確保と配置時数拡充等を図り、より多くの不登校児童生徒を支援し改善傾向に向かわせるものであり、支援による成果を図る上で適切な指標であるため。	小・中学校においては、現状値を踏まえ、計画期間中には概ね半数の児童生徒が改善傾向に向かうことを目指す。高等学校においては、H27～28の推移を見ると4%弱程度改善傾向にあり、その推移を維持すること(3.8×5年=19%)を想定し目標値を設定している。
		(3)共生社会を支える人権文化の推進	人権教育に関する研修会の伝達研修等を実施した学校の割合	(H28) 小 77.2% 中 62.8% 高 57.3% 特 81.1%	小 83% 中 79% 高 77% 特 86%	教育委員会 教育政策課 人権教育推進室		73	学校対象調査	社会全体の人権文化の推進のためには、学校における人権教育が果たす役割は非常に大きい。各学校から人権教育担当者必ず1名参加する研修会で得たことを学校の教職員へ伝達することが、教職員や子供の人権感覚等を高めることに繋がると考えるため。	H24→H28の上昇率が小6.2%、中16.6%、高20.1%、特5.3%より、それと同じ上昇率を見込み、小83.4%、中79.4%、高77.4%、特86.4%となり、これらを四捨五入した数値を目標値とした。
4	「命を守る教育」の推進	(1)防災対策の推進	地域で行われる防災訓練への児童生徒の参加率	(H28) 58.0%	70%	教育委員会 健康体育課	活	75	健康体育課調査	防災訓練に参加することにより家庭での防災意識を向上させる必要がある。特に、中・高校生の参加は、地域の防災人材育成という観点から重要であるため。	前計画でも同じ目標値としており、未達成であるため、その目標値を踏襲。
		(2)生活安全対策の推進	学校へ不審者が侵入するなどの緊急時に備えた対応をとっている公立学校の割合	(H27) 97.2%	100%	教育委員会 健康体育課		77	学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査(文部科学省)	昨今の事件等を考慮した場合、学校における防犯体制の充実が必要であるため。	全校で備える必要があるため、100%を目標値とする。
		(3)交通安全対策の推進	児童生徒の年間交通事故死傷者数	(H28) 3,026人	2,500人	教育委員会 健康体育課		78	県警察統計	安全教育的充実を図り、交通事故を削減していくことが重要であるため。	H29の事故数を予測(1～9月は実績数で10月～12月は前年実績数)すると、H25からH29までの4年間の減少数が528件になる。したがって、次期計画期間の4年間でも減少数を約500件程度にしたいと考え、目標値を2,500人とした。

総合計画指標の欄の「成」は次期総合計画の成果指標候補、「活」は活動指標候補を指す。

静岡県教育振興基本計画

策 定 平成 30 年 3 月
発 行 平成 30 年 3 月
発行者 静岡県・静岡県教育委員会
事務局 静岡県文化・観光部総合教育局総合教育課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL 054-221-3764
FAX 054-221-2905
E-mail sougouEDU@pref.shizuoka.lg.jp
<http://www.pref.shizuoka.jp/>

富国有徳の理想郷—しずおか



Shizuoka Prefecture